

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

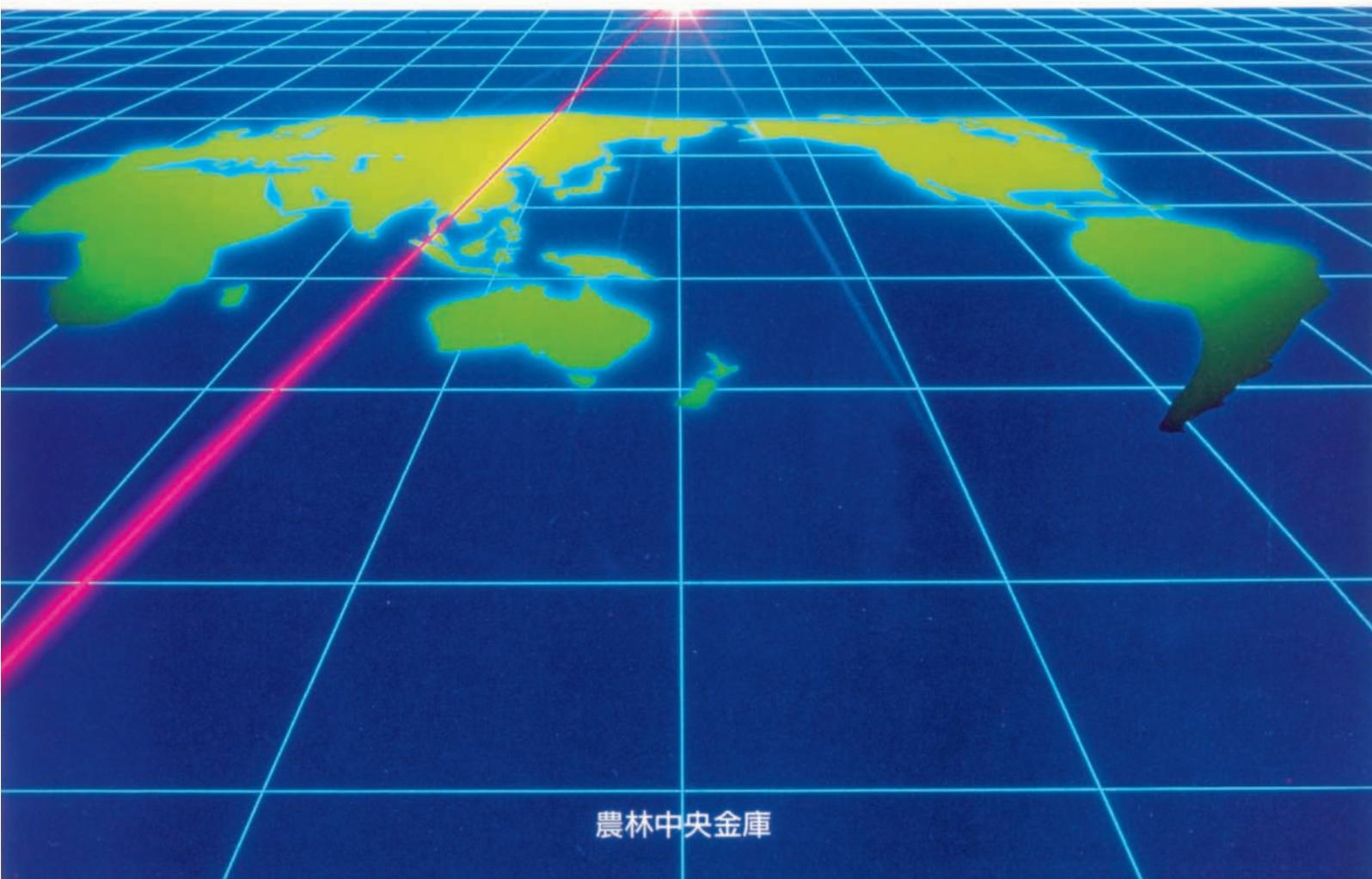
2009 **3** MARCH

農業を取り巻く環境変化

大規模稲作経営の実態と見えてくる課題

WTO農業交渉の経過と課題

酪農・乳業の現状と展望



関係性の喪失

「ストラクチャードファイナンス」の世界では、多様なリスクを有する複数の金融資産が統合され、それが様々な形に切り分けられることにより、個々の資産が有していた個別具体的な特殊性が捨象され、均質で、統計的に把握可能なリスク・リターンを有する、ある種無機的な金融資産への転換が行われる。こうした過程を経ることにより、従来、投資家が直接関与し、判断することが難しかったハイリスク分野への投資に対しても、一定の資金のパイプが形成され、そのことが近年における経済の様々な分野の活性化に寄与してきた役割は決して過小評価されるものではない。単純化、均質化は、マーケットメカニズムを円滑に機能させるうえで極めて大きな役割を果たすものである。

しかし、こうした、いわば「関係性の喪失」とも言える単純化が有している負の側面も、決して忘れてはならない。近年の労働市場においては、それぞれが個性を持った「人間」としてではなく、派遣「労働力」といった形に単純化されることにより、流動化が加速された。一方において、そのことが景気後退局面での労働市場の深刻さの大きな要因となっていることは言うまでもない。流動化された市場は、拡大期における流れを円滑化するものであるが、同時に、その流れが逆流するときの影響を深刻化するものでもある。

さらに、より大きな問題と思えるのは、経済面における「関係性の喪失」と同時に、我々の様々な社会的領域における関係性の喪失が進行し、そのことが社会全体の不安感を増幅しているように思われる点である。かつての大家族、村落共同体が有していた様々な相互扶助的機能は、核家族化の進展、地域社会の衰退とともに崩壊しつつあり、日本企業が有していた「共同体的特質」も急速に失われつつある。こうした社会的な関係性の喪失によって孤立化しつつある個人は、経済環境の悪化に対する不安をより深刻なものとして受け取らざるを得ない。市場経済化の進行と、社会的な関係性の希薄化を同列に論じることについては様々な議論もあろうが、経済効率性の追求と個人の自由の徹底は、表裏一体の価値観として、ともに経済・社会における関係性の希薄化をうながしているように思える。

近年の深刻な景気後退、社会不安の増大の中で、こうした経済・社会の在り方についての疑問も呈され、それを見直そうとする動きも生じている。しかし、いわば、社会的な「エントロピー増大の法則」(熱、物質の世界において拡散が進行し続けること)とも言えるこうした流れを逆行させるためには、多くのエネルギーを必要としよう。経済システムの過度の自由化についても、それがグローバル経済下において「国際競争力の確保」という錦の御旗のもとに国際的に伝播したことを思うと、単に一国だけの取組みでは不十分であり、世界的な枠組みとして検討される必要があるように思われる。

さらに、より複雑な要素、価値観の変化を背景とする社会的な関係性の希薄化については、単純にねじを巻き戻すような試みは、まず困難であろう。失われた共同体を復活させるといった復古的な試みではなく、新たな参加者を受け入れ、新たな価値観に基づいた共同体を形成していく市民の努力と、国家によるその支援が、日本経済・社会の安定的・持続的発展にとって極めて重要ではないかと思われる。

((株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 原 弘平・はらこうへい)

今月のテーマ

農業を取り巻く環境変化

今月の窓

関係性の喪失

(株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 原 弘平

大規模稲作経営の実態と見えてくる課題

藤野信之 2

交渉の暴走に歯止めを

WTO農業交渉の経過と課題

石田信隆 19

酪農経営の悪化と乳業再編

酪農・乳業の現状と展望

清水徹朗・本田敏裕 36

談話室

新鋭機器の使い勝手

(株)農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄 34

情勢

米緊急対策以降のコメ政策の動向

- 備蓄運営を中心に -

小針美和 52

統計資料 58

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

大規模稲作経営の実態と見えてくる課題

〔要 旨〕

- 1 現行の食料・農業・農村基本計画(05年策定)では、「担い手の生産規模の拡大，低コスト技術体系の導入・普及等により，生産性の高い水田農業を確立」することが示され，「農業構造・経営の展望」(05年改定)では，2015年における水田作のあるべき姿として，家族農業経営8万戸(15～20ha)，集落営農経営2～4万戸(34～46ha)，主たる従業者1人当たりの年間所得が600～800万円と試算されている。
- 2 これを受けて，07年度から所得補填政策の対象者を経営規模で限定する水田経営所得安定対策(07年までの旧名は「品目横断的経営安定対策」)が，04年産米からはその前段となる米政策改革による「稲得」「担経」対策が実施されてきた。
一方，インフラとして重要な圃場整備は，30a区画では水田全体の61%だが，1ha区画以上では8%に留まっている(06年)。
- 3 95～05年の間に販売農家が傾向的に減少し，稲作農家はさらにそれを上回る減少率を示すなかで，稲作農家10ha以上層は増加傾向にあるものの05年で1.1万戸(稲作販売農家における構成比1.1%)，農家以外の稲作経営体も増加しているものの2.6千に留まっている。
- 4 「10ha層」の10a当たり稲作部門収支を見ると，土地生産性，労働生産性は農家が優れるが，消費者直販や高付加価値米志向の強い組織法人は，販売米価が高いために粗収益が若干高く，物財費では両者の差はほとんどない。しかし，組織法人は給料を中心とする販管費負担で農家に劣り，最終利益は補助金等を加えても赤字となる。稲作部門以外を含む経営全体で見ても，組織法人の最終利益は赤字であり，補助金等を含む事業外収入によって黒字となる(06年)。
- 5 03年に調査した全国7経営体を再度実態調査したところ，所在する市町村では引き続き稲作農家数が減少し大規模稲作経営体数が増加するなかで，1経営体を除いては規模拡大や区画整備が進んでいない。米価の長期低落傾向が作用しているものと考えられる。
直播の採用動向にも大きな変化はなく，低コスト化に必要となる乾田直播が実用化できるのは1経営体に留まり，かつその労働生産性は米国加州の稲作の1/8と劣後する。
- 6 調査経営体のほとんどは，収益性向上と米価低下のなかでの経営の安定化のために高付加価値米生産と消費者直販を実施しており，経営限界米価(60kg当たり)は1～1.3万円と高く，上昇基調で，仮に米の輸入関税が撤廃されると2～5千円の補填が必要となる。
- 7 今後，仮に米の関税率が引き下げられると，慣行栽培の一般米や低価格の業務用需要は輸入米に席卷されるだろう。個別経営とともに集落営農の組成，育成が重要となろう。

目次

はじめに

1 大規模稲作経営体の位置付け

- (1) 食料・農業・農村基本計画
- (2) 水田経営所得安定対策・米政策改革
- (3) 土地改良長期計画

2 大規模稲作経営体の動向

- (1) 経営体数
- (2) 水田集積状況
- (3) 経営収支

3 大規模稲作経営体の実態

(1) 地域農業構造の概要

- (2) 経営規模の拡大
- (3) 生産基盤・技術
- (4) 生産品目と販売チャネル
- (5) 米価低下と経営の安定性
- (6) 政策への対応状況
- (7) 営農資材調達等
- (8) 今後の方向

おわりに

- 見えてくる課題 -

はじめに

日本の農業問題として、水田農業（稲作単一経営と稲作中心の複合経営）の構造改革（規模拡大・主業農家による生産割合の向上）の必要性が唱えられ、政策展開されている（2007年度から実施された戦後農政の大転換とされる「水田経営所得安定対策」、北海道では「水田・畑作経営所得安定対策」。07年度までの旧名「品目横断的経営安定対策」、以下、あわせて「水田経営所得安定対策」という）。

また、FTAやWTO交渉の進展に伴い、日本の米の輸入関税は低減・撤廃し、自由化を進めた方が農業の構造改革が進むとの主張も聞こえる。

そこで、水田作農業の構造改革の現状を把握するため、既に経営展開している大規模稲作経営のいくつかについて実態を調査したので、前提となる農政上の位置付けや統計を整理しつつ、そこに現れた現状と課

題を検討したい。

1 大規模稲作経営体の位置付け

(1) 食料・農業・農村基本計画

99年施行の食料・農業・農村基本法に基づいて策定される食料・農業・農村基本計画（現行基本計画は05年策定、以下「基本計画」という）は今後の政策推進の指針であり、概ね5年ごとに見直すこととされている。現行基本計画においては「…、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む。」ものとされ、米の生産努力目標として2015年度891万トン（03年度と同値）を掲げ、積極的に取り組むべき課題として「担い手の生産規模の拡大、低コスト技術体系の導入・普及等により、生産性の高い水田農業を確立」することが示されている。

ここで「効率的かつ安定的農業経営」というのは、もともとは93年制定の農業経営基盤強化促進法で謳われた概念で、所得面で他産業と遜色のない経営が持続される経営体を意味しており、それらを具体的に表すものとして「農業構造の展望」(00年策定, 05年見直し)が示されている。そこでは04年現在でこれを満たすと推定される「家族農業経営12~15万戸, 法人経営6千」程度を, 集中的・重点的な施策によって2015年には「家族農業経営33~37万戸, 集落営農経営2~4万, 法人経営1万」程度に増やすことを目指している。このうち水田作は, 家族農業経営8万戸程度, 集落営農経営で2~4万戸(両者の経営耕地面積シェアは約7~9割)とされ, 経営規模は「農業経営の展望」として, 家族経営で15~25ha, 法人経営, 集落営農経営で34~46ha, 主たる従事者1人当たりの年間所得は600~900万円と試算されている(農水省資料)。

(2) 水田経営所得安定対策・米政策改革

水田経営所得安定対策は, 前記の規模拡大を促進する手段として07年度から実施され, 対象となりうる経営規模は基本的に個別経営で4ha(北海道は10ha), 集落営農で20ha以上とされたが, その規模は他産業所得の半分を満たすものとして試算・設定された。^(注1)

08年からは市町村特認制度の創設により規模要件は一層緩和されたが, 中心となる政策意図は規模拡大にあり, 基本的には小

規模農家は集落営農を組成する以外は政策対象とはならない。

もともと, 98年度からは自主流通米(以下「自流通米」という)において需給を反映した弾力的価格形成ができたものとして, 価格政策とは別の農業経営安定対策等が政策課題となり, 生産調整実施者出荷の自流通米を対象とした所得政策である「稲作経営安定対策」(以下「稲経」という)が実施されていた(内容は, 米価低下額の80%を補填するもの)。^(注2)

米政策改革では, この稲経を04年産米から「稲作所得基盤確保対策」(以下「稲得」という)に衣替えし(内容は, 米価低下額の50%+60kg当たり300円を補填), これに「担い手経営安定対策」(以下「担経」という)が上乘せされたが(内容は, 稲作収入減少額の90%を補填するもので, 稲得による補填額は控除), この加入要件は既に現在の水田経営所得安定対策の規模要件の原型をなすものとなっていたのである。

(注1) 生源寺(2008), 118~119頁

(注2) 吉田(2003), 75~76頁

(3) 土地改良長期計画

大規模稲作経営をインフラ面から支える条件で重要なものが土地改良であり, 基本的には土地改良法に依拠する「土地改良長期計画」(農水省所管・閣議決定)に基づいて実施されてきた。このうち圃場整備は63年から開始され, 97年時点で30a以上の圃場整備率は水田全体の約55%, 150万haに達した。^(注3) 93年度からは農業生産基盤整備と農村生活環境整備を一体的に行う基盤整備

事業が実施され、94年度には大区画等の基本整備の早期達成のために積極的な推進が図られた。^(注4)06年における30a程度への「標準区画整備済」面積は水田全体の60.5%、154万haに増加したが、1ha程度以上への「大区画整備済」面積は同7.5%の19万haに留まっている。^(注5)

土地改良基本計画は、第4次計画(93~02年度)までは事業規模を示して圃場整備を積極推進したが、第5次計画(03~07年度)からは財政規律の制約等もあり目標が農地利用集積率に変更された。第6次計画(08~12年度)では、「効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用集積」目標として基盤整備地区における経営体への利用集積率を約7割以上、このうちの面的集積率を約7割以上としている。事業量に関しては、意欲と能力のある経営体への利用集積を条件として約7.5万haの農地で区画整理等を実施するという計画になっている。

(注3)石谷(2002), 56頁

(注4)石原(2008), 128~132頁

(注5)2008.10.28付『日本農業新聞』

2 大規模稲作経営体の動向

(1) 経営体数

95~05年の間に販売農家が傾向的に減少し、稲作農家はさらにそれを上回る減少率^(注6)を示しているなかで、稲作農家10ha以上層は増加傾向にあるものの、05年で1万1,392戸(稲作販売農家における構成比1.1%)に留まる。

また、農家以外の事業経営体数とそのうち稲作単一事業経営体数はいずれも増加しているが、05年でそれぞれ1万3,742, 2,083(稲作準単一複合事業体数も含めると^(注7)2,635)に留まっている。

^(注8)稲作1位の事業経営体について、作付規模別、地域別にその内訳を見ると、10ha以上層が1,536と54.7%を占め、00~05年間の増加率も2.6倍と高い。地域別には05年の実数(877, 構成比31.2%)でも5年間の増加数(434, 構成比29.0%)でも北陸が圧倒的に多く、次いで近畿、中国、東北となっている。また、うち法人組織数も北陸が432と圧倒的に多い。

(注6)稲作単一経営農家と稲作準単一複合経営農家の合計。稲作単一経営農家は、稲作収入が80%以上の販売農家、稲作準単一複合経営農家は、同60~80%で他の作目も経営している販売農家。

(注7)若林(2008), 2(2)についても同じ。

(注8)「稲作1位」は、稲作収入が過半の意で、稲作単一経営事業体と稲作準単一複合経営事業体の合計に稲作収入が50~60%の稲作事業体を加えた概念。

(2) 水田集積状況

大規模稲作経営農家の水田集積状況も同様であり、95~05年の間に販売農家の田の経営面積が減少し、稲を作った田の経営面積の減少率がそれを上回って推移しているなかで、販売農家のうち10ha以上層の稲作付面積は増加傾向にあるが、05年で16.9万ha(稲を作った田における構成比11.0%)に留まる。

また、農家以外の事業経営体の稲作付面積は増加しているが、05年で4万ha(同構成比2.6%)に留まっている。

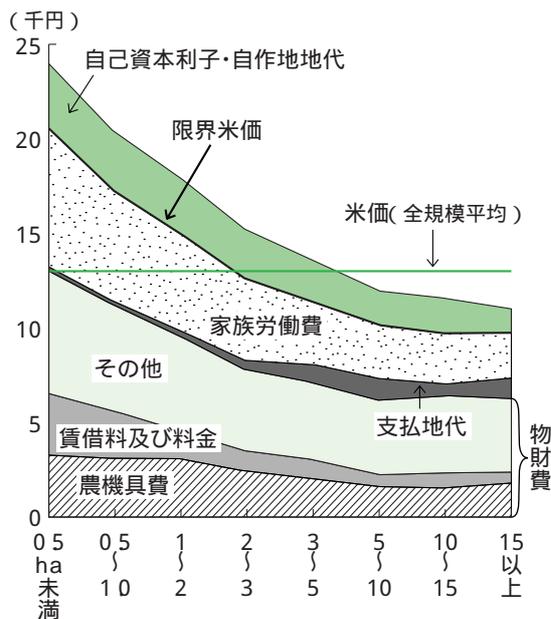
田の借地面積は、95～05年の間に、販売農家、農家以外の事業経営体のいずれにおいても増加傾向にある。特に販売農家10ha以上層の伸びが大きく、05年の10ha以上層の田借地面積11.5万haは販売農家全体の田借地面積の27.4%を占めるに至っている。

(3) 経営収支

a 米生産費の構造

経営規模を拡大すれば、単位生産量当たりの固定費（家族労働費、農機具費（減価償却費）等）は低下して、いわゆる規模の経済が働くため、作付規模が大きいほど米の生産費は低下する。第1図はこれに米価を重ね合わせたものだが、現行米価でも、物財費、支払利子・地代を賄った上で家族労働費を全額回収する（支払利子・地代算入生産費回収）には2ha以上が必要となる。

第1図 米の規模別生産費と米価の関係
(60kg当たり・06年産)



資料 農水省「米生産費統計」、清水(2004)p.61をアップデートし作付規模レンジ拡大、限界米価を補足

支払利子・地代算入生産費回収に要する限界米価は、0.5ha未満層から5～10ha層に向けて直線的に低下するが、それ以上の規模拡大によるコスト低減効果は少なく、日本の大規模稲作に一般的な分散錯圃の非効率性が作用するものと考えられる（対象は米販売農家。(3)bについても同じ）。

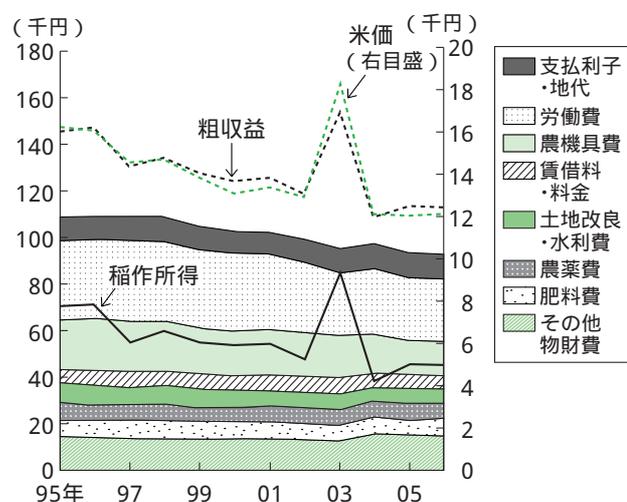
b 稲作部門収支の動向

第1図の米価と生産費の関係の経年変化を、5ha以上層について10a当たりで見たのが第2図であり、米価と粗収益は食糧法施行（95年）以降も低下傾向にある。

これに対して生産費（第2図では自己資本利子・地代を除いた支払利子・地代算入生産費）も農機具費と労働費の減少を主因に低下してはいるが、年々収支戻（＝利ざや＝経常利益。粗収益の折れ線グラフと面グラフの間隔）と稲作所得は低下傾向にある。

農機具費の減少は経営の厳しさを反映し

第2図 稲作収支の推移
(全国・5ha以上, 10a当たり)



資料 農水省「米生産費統計」から作成
(注)「米価」は60kg当たり。

た更新留保が主因と考えられ、労働費の減少は主に作業委託の進展によるものと考えられる。

c 経営形態別稲作部門収支の動向

同じく10a当たりの稲作部門収支を、10ha層の「農家」、「組織法人」、「集落営農(収支まで一体化されているもの)」の3つの経営形態別に見たのが第1表である。^(注9)

単収、労働時間といった土地生産性、労働生産性は農家が優れているが、一般的に消費者直販による消費者価格での販売や高付加価値米志向の強い組織法人は、販売米価が高いことから粗収益が農家より2千円高くなっている。

生産原価は、農家の8.3万円に対して、経営志向でより生育管理の精緻性が高いと考えられる組織法人においては、農薬・肥料費、賃借料及び料金、労働費高を主因に農家より3.6千円高く、一般に乾燥・調製施設利用料を費用計上する例の多い集落営農では賃借料及び料金が1万円以上高いこともあって、1.7万円高くなっている。^(注10) 物財費だけを較べると組織法人が農家より若干低いだけで、農家と組織法人間の差はほとんどない。

したがって、売上総利益も農家が1.6千円上回るだけで農家と組織法人間での大差はない。差が生じるのは、組織法人における給料1万円を中心とする販管費2万円による。^(注11)

表面上の数値を追うと、営業利益段階以下では組織法人の方が農家よりおよそ販管

費の2万円分パフォーマンスが悪くなる。問題なのは、その結果として構成員支払利子・構成員支払地代全額算入生産費差引後の最終利益が赤字となることである。第1

第1表 農業経営体の10a当たり稲作部門収支(06年)

	(単位 円)		
	農家 (都府県) 10~15ha	組織法人 (全国) 10~20ha	集落営農 (全国) 10~20ha
水稲作付面積(a)	1 226	1 407	1 367
単収(kg/10a)	531	461	485
労働時間(h/10a)	179	210	198
粗収益	117 599	119 602	114 001
米価(円/60kg)	13 276	15 582	14 114
生産原価	82 531	86 155	99 147
うち農薬・肥料費	11 851	13 738	19 583
賃借料及び料金	5 581	7 626	20 183
労働費	26 015	30 185	26 228
(構成員)	23 146	19 758	25 701
農機具費	15 295	16 731	14 770
物財費計 = -	56 516	55 970	71 419
売上総利益 = -	35 068	33 447	16 354
販管費		20 327	1 500
うち給料	-	10 874	-
営業利益 = -	35 068	13 120	14 855
地代	10 953	8 813	1 514
支払利子・地代算入生産費	91 486	115 871	102 680
経常利益 = -	26 113	3 731	11 321
自作地(員内)地代	13 530	13 227	-
全算入生産費	108 441	129 097	102 680
最終利益 = -	9 158	9 495	11 321
補助金等	3 491	6 254	11 141
最終利益(補助金等込み)	12 649	3 241	22 463
所得	49 259	34 364	37 023
所得(補助金等込み)	52 750	40 618	48 164
家族(構成員)労働報酬	32 304	21 137	37 023
(限界米価)			
支払利子・地代算入 生産費ベース	10 337	15 096	12 712
全算入生産費ベース	12 253	16 819	12 712

資料 農水省「米生産費統計」、「営農類型別経営統計(組織経営編)」に試算労働費を加味する等加工したうえで、企業の損益計算書に即して組替集計

- (注)1 組織経営体の収支は、稲作単一経営の稲作部門収支。
 2 組織経営体の所得、家族労働報酬は、「農家」における概念を準用して算出。
 3 集落営農の労働費(構成員)は、「農家」の労働費を労働時間で換算推定。
 4 集落営農の販管費は、「企画管理費+包装・運搬料」。対応する農家の値は、2,083円(本文(注11)参照)。
 5 農家の補助金等は、稲得、担経、集荷円滑化のみで、組織経営体には農業共済受取金を含む。

表には示していないが、これは稲作付規模20～30ha, 30ha以上層でも同様である。補助金等（組織法人は稲得, 担経等のほかに農業共済受取金を含む）を加えても赤字であり, 30ha以上層で初めて1.5千円の黒字となる。このため, 支払利子・地代算入生産費を回収するのに必要な米価（限界米価）は農家の1万円に対して, 組織法人は1.5万円と高くなる。

もちろん, 構成員に支出した労働費, 給与, 利子, 地代を足し戻した稲作所得は3.4万円, 補助金等込みでは4.1万円の黒字となる。この水準は, 稲作付規模20～30ha, 30ha以上層でもそれほどの差はない。ちなみに, 収入と利益・所得の関係は第3図のとおりとなっている。

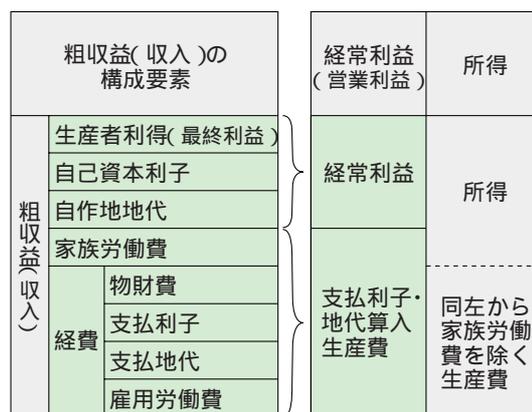
次に, この状況の長期的な動向を稲作1位組織法人の稲作部門利益・所得の, 食糧法施行（95年）以降の推移で見ると, 補助金等込みの最終利益は稲作付規模の大小にかかわらず赤字基調が続いている。稲作所得も, 米価の傾向的低下のなかで減少基調にある（第4図）。

（注9）農家以外の稲作農業経営体数の97%は都府県に所在することから, 比較する農家の数値は都府県のものを使用している。また, 集落営農の労働費（構成員）は, 統計数値には含まれていないので農家の労働費を労働時間で換算した推定値を代入しているが, 実際に集落農場型集落営農においては労働費を費用計上している例が多い。

（注10）ちなみに, 稲作単一経営農家の農水省「営農類型別経営統計（個別経営編）」における「賃借料, 作業委託料」は, 6,480円（10a当たり, 06年）となっている。本稿において, 農家について「米生産費統計」を用いるのは, 米に純化されているのと, 労働費が計上されていることによる。

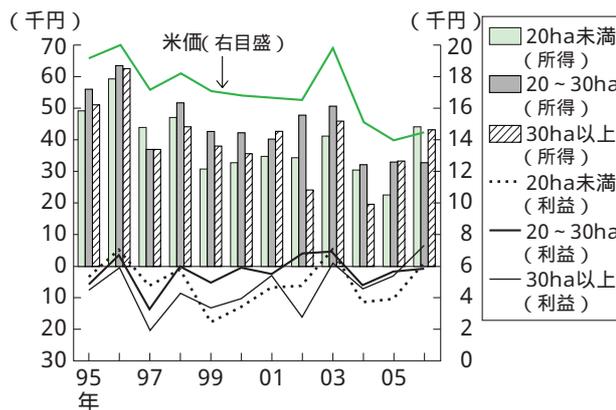
（注11）第1表の集落営農の販管費1,500円に相当する, 稲作単一経営農家の販管費（企画管理費, 包装・運搬等料金）は2,083円（10a当たり, 06年）となっている（農水省「営農類型別経営統計（個別経営編）」）。米生産費統計における農家には, 組織法人における販管費に相当するものは計上されていない。

第3図 粗収益(収入)と利益・所得の関係概念図



資料 農水省「米生産費統計」他から作成
 （注）1 粗収益から支払利子・地代算入生産費差引後の利益は, 第1表では「経常利益」としているが, 「営農類型別経営統計(組織経営編)」等では「営業利益」とされている。
 2 経常利益が0の場合は, 所得=家族労働費となり, このときの粗収益(収入)が限界収益(収入)となる。

第4図 稲作1位法人の稲作部門利益・所得の推移（10a当たり）



資料 農水省「農業組織経営体調査報告書」, 「営農類型別経営統計(組織経営編)」他から作成

（注）1 「利益」は全算入生産費差引後の最終利益で補助金・農業共済受取金を含む。統計上は「営業利益(稲作経営部門)」とされているもの(04年以降は補助金等を外側から別途加算)。
 2 「所得」は, 最終利益に構成員に帰属する労働費, 給与, 地代, 利子を加えたもの。
 3 「20ha未満」は, 02年からは「10～20ha」。
 4 「米価」は, 03年まで「稲作1位で10ha以上の事業体」における生産量による平均値。04年以降は「組織法人の稲作1位経営」における同値。

d 経営形態別経営全体収支

それでは、稲作部門を含む経営全体の収支はどうなっているのだろうか。稲作1位の農業経営体の全体収支を10ha層の「農家」、「組織法人」、「集落営農」の3つの経営形態別に見たのが第2表である。組織法人は、経営全体でも構成員支払利子・構成員支払地代全額算入生産費差引後の最終利益が赤字であり、第2表には示していないが経営規模20~30ha、30ha以上層でも同様である。これを農業収入対比9~21%の補助金等を含む事業外収入で埋め合わせて、ようやく税引前利益が黒字となる。農業所

得に占める正味補助金等の割合は23%と高く(農家22%,組織法人23%,集落営農30%),現時点の「効率的かつ安定的農業経営」の実態は、高率輸入関税の他にも保護が必要な脆弱性をもっていることに留意する必要がある。

3 大規模稲作経営体の実態

筆者は、08年10月から11月初めにかけて5年前の03年に当総研で調査した^(注12)ことのある各地の大規模稲作経営体の経営実態を調査した。前記2の動向整理を踏まえつつ、個別実態を追いながら大規模稲作経営の現状と課題を検討することとしたい。

調査対象経営体は、北海道のA有限会社、B農家、東北のC農家、北関東のD株式会社、南関東のE農家、近畿のG、H集落農場の7経営体である(第3表)。

(注12) 須田敏彦(2003)。なお、経営体の符号(アルファベット)は前回調査、今回調査で一致させてある。

(1) 地域農業構造の概要

調査対象7経営体の所在する市町村の農業概要は第4表のとおりであり、山間農業地域はなく農業粗生産額に占める米の割合は平均より高い。平均農業所得は東高西低で、西に行くほど兼業機会の多い地区となることもあり兼業傾向が強い。稲作農家数は東北のC村を除いて20年間で41~59%と急減している(第5図)。ちなみに耕作放棄地率は、大都市近郊で都市化の進んだ南関東E市で急上昇(85年の1.1%から05年の

第2表 稲作1位の農業経営体の経営全体収支(06年)

(単位 人, a, 千円)

	農家 (都府県)		組織法人 (全国)		集落営農 (全国)	
	10~15ha	構成比	10~20ha	構成比	10~20ha	構成比
専業換算農業従事者数	3		2		2	
経営水田面積	1 236	96	1 741	99	1 630	100
うち借入面積	579	47	1 710	98	204	13
収入合計	18 196	100	26 657	100	19 284	100
事業収入	14 276	78	22 159	83	16 091	83
農業収入	14 256	78	20 360	76	16 091	83
うち						
稲作	10 035	55	14 099	53	13 984	73
麦類作	614	3	58	0	446	2
大豆作	560	3	305	1	352	2
農作業受託収入	783	4	4 048	15	921	5
事業外収入	3 920	22	4 498	17	3 193	17
うち補助金等	1 958	11	1 772	7	2 932	15
(" 農業収入対比)	1 958	14	1 772	9	2 932	18
支出合計	10 746	59	25 959	97	11 448	59
最終利益	3 897	21	2 567	10	4 739	25
税引前利益	7 450	41	698	3	7 836	41
農業所得	5 835	100	6 230	100	7 276	100
うち正味補助金等	1 289	22	1 405	23	2 148	30

資料 農水省「営農類型別経営統計(個別経営編)」、「組織経営編」を組替集計

(注)1 農家、集落営農の「補助金等」は相对比较のために事業外収入に組替。

2 「補助金等」は、農業共済受取金を含む。

3 「正味補助金等」は、補助金等から当該掛金等を控除したものの。

4 「面積」の構成比は、経営耕地面積に対するもの。

第3表 調査経営体

		北海道A経営体	北海道B経営体	東北C経営体
		有限会社(1戸1法人)	家族経営	家族経営
経営規模	経営面積(ha)	101	15	15
	うち自作地(ha)	36	15	15
	作業受託面積(ha)	-	2.5	-
	総作業面積(ha)(+作業委託)	94	17.5	15
	稲作経営面積(ha)(作業受託を除く)	94	12	8.9
	その他の作物(作業受託を除く)	そば7ha (すべて作業委託)	有機タマネギ1.5ha弱 スイートコーン1ha	カボチャ1.1ha 大豆5ha
労働力	家族労働力(人)	3	3	2.6
	常雇(人)	2(4~11月のみ)	-	-
	基幹労働力(人)(+)	5	3	2.6
	臨時雇用	あり(年間240人・日)	あり(年間45人・日)	あり(年間30人・日)
生産基盤・技術	主要な機械装備	トラクター 80~90ps (4台)50.20ps(各1台) 田植機 8条(3台) コンバイン 6条(3台)	トラクター 65.59.46, 32.14ps(各1台) 田植機 6条(1台) コンバイン 6条(1台)	トラクター 70~90ps (3台) 田植機 8条(1台) コンバイン 5条(1台) スレッシャー・コンバイン 4m(2台)
	圃場の大きさ(a/1枚)	30~40	40	125~250
	最も遠い圃場までの距離(km)	5	1	4
	借地料(万円/10a)	平均1.5強	-	-
	稲の品種	ほしのゆめ きらら(2~3%)	きらら ななつぼし おぼろづき	あきたこまち たつこもち
	米の栽培方法	移植	移植 うち有機栽培3ha	移植 慣行1.2ha 減農薬・減化学肥料5ha 有機栽培2.5ha
販売	米の販売方法	JA9.5割 消費者直販0.5割	JA7割 消費者直販3割	すべてC.E.公社 (委託販売)
	販売単価(円/60kg・玄米)	13,000位	12,000前後(JA) 22,000(有機・直販)	13,500(慣行) 15,000(宅配・白米) 13,800 (減農薬・減化学肥料) 17,000(有機)
経営効率	基幹労働生産性(ha/人)(÷)	19	5.8	5.8
	稲作の労働生産性 (収穫までの労働時間/10a)	10	慣行19 有機22~23	10
	単収(kg/10a)	560	540(慣行) 500(有機)	600(慣行) 540(減農薬・減化学肥料) 480(無農薬・無化学肥料)
	経営限界価格(円/60kg・玄米)	11,000	目標9,000 (他の半分は高値直販)	13,000
	年間最低期待所得(万円)	...	700~800	1,000
動担当手	認定農業者(人)	法人	1人	1人
	後継者	子弟	子弟	子弟(未確定)

資料 各経営体からのヒアリングによる。様式は須田(2003)に担い手動向を付加
 (注)1 (*)1労働力の年間労働時間を2000時間として、投下総労働時間を2000で除して求めた。
 2 (***)経営限界価格(P)は、地代1.3万円/10aとして、次の算式で筆者が求めた。
 $P \times (\text{総収量}) = (\text{賃金込み総支払費用}) + (\text{地代相当額})$
 3 トラクターのPSは馬力を表す。

の経営概況

北関東D経営体	南関東E経営体	近畿G経営体	近畿H経営体
株式会社(1戸1法人)	家族経営	集落農場(任意組合)	集落農場(任意組合)
60	30	36	74
74	48	36	72
6~7	2(収穫のみ)	-	-
66~67	32	36	74
46(うち7ha加工米)	30(うち7.5ha飼料稲)	25	56
小麦14ha そば2ha,大豆15ha	なし	小麦11ha 大豆5ha	小麦22ha 大豆18ha(二毛作)
4	3	29戸	86戸
1+1(タイ人)研修生	-	-	-
6	3	19(*)	44(*)
あり(年間100人・日)	あり(年間3人)	なし	なし
トラクター 95 85 79, 36 32ps(各1台) 田植機 8条(1台) コンバイン 8条(1台) 汎用コンバイン(1台)	トラクター 31~79ps (5台)31 22ps(各1台) 田植機 8条(1台) コンバイン 6条(1台)	トラクター(5台) 田植機 8条(2台) 直播機(1台) コンバイン(2台)	トラクター 53~55ps (5台) 田植機 6 8条(計4台) コンバイン 6条(2台) 直播機(3台)
4~135(平均25)	1~750(約80枚)	平均50(畦畔外し)	平均60
8	20	0.5	1
1.6	0.5~3.9	1.3	1.2
コシヒカリ あさひのゆめ ミルキークイーン	コシヒカリ ふさこがね どんとこい	キヌヒカリ, 山田錦 コシヒカリ, 日本晴 ヒノヒカリ, レーク65, モチ	キヌヒカリ コシヒカリ 日本晴, 秋の詩
移植 減農薬・減化学肥料 30ha 無農薬・無化学肥料 0.4ha	移植12ha 直播18ha(ホールクロ ップサイレージ7.5ha)	移植17.4ha 直播7.1ha	移植33ha 直播23ha
直販(外食向9割, 消費者1割), 加工米JA	JA5割 商系5割	JA15% 商系47% 飯 米・親戚・知人米38%	組合員等43%, 一般22 % 商系等35%
18 000~19 000 (精米販売)	13 800	12 000(JA) 12 000(商系) 15 000(飯米) 17 400(親戚) 17 400(知人) (キヌヒカリの場合)	16 000(商系) 17 000~18 000 (組合員等・一般)
11	11	19	17
10(稲刈り効率は3割 向上)	移植10 直播7~8	移植16 直播11	移植18 直播14
510~540	480~540 (移植コシヒカリ) 660(移植ふさこがね)	519(移植キヌヒカリ) 520(直播キヌヒカリ)	510(移植) 510(直播)
15 000(精米販売)	12 000	11 504(**)	10 000
2 000	1 500	-	-
本人+子弟	別工区の法人	-	-
子弟	子弟	20~30才代の若手	少なくとも10年は問題無

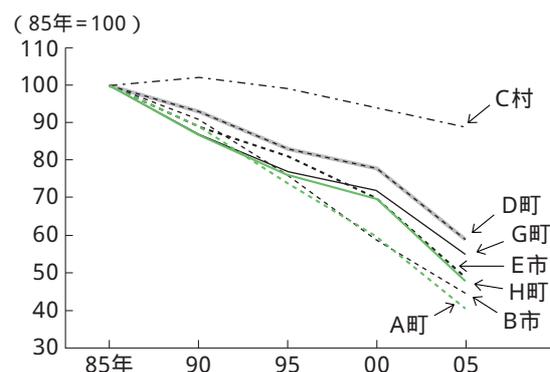
第4表 調査対象経営体がある市町村の農業概要(05年)

(単位 戸, %, 千円)

	農業地域 類型	農家総数	1次産業 就業者 比率	農業粗生 産額に占 める米の 割合	農家の 平均農 業所得
北海道A町	中間	485	23	35	5 724
北海道B市	都市的	761	10	50	4 087
東北C村	平地	501	78	93	8 643
北関東D町	中間	1 334	15	47	1 169
南関東E市	都市的	1 503	2	31	1 365
近畿G町	平地	755	5	60	569
近畿H町	都市的	887	5	63	507

資料 農水省「農林業センサス」, 朝日新聞社編『民力』,
農水省「生産農業所得統計」, 須田(2003) p.4をアップデート
(注) G, H町は合併前の旧行政区画。

第5図 稲作農家数の変化(指数)



資料 農水省「農林業センサス」, 須田(2003) p.4の対象
を稲作農家に絞ってアップデート

13.4%へ)した他は,北関東D町,近畿H町で漸増した以外1%台に留まっている(東北C村は0%)

また,大規模経営農家数は,北海道のA町,B市で急速に増加しており,農家数に占める割合はそれぞれ,21.2%,35.5%となった(20ha以上,05年,農林業センサス)。入植時に各戸15haの分与があった東北C村は全戸が大規模経営農家(5ha以上)だが,近年緩やかながら一部の離農も伴って規模格差が開きつつあり,大規模経営農家数は減少傾向にある。その他の地域では,大規

模経営体数が横ばい(北関東D町)から緩やかな増加を示し,総農家数の減少のなかで構成割合を除々に高めてはいるが,その割合は1.9%(近畿G町)から2%台中位までに収まり(近畿H町,南関東E市),最も多い北関東D町においても実数は67で構成割合は5%に留まっている。

(注13) 耕作放棄地率=(耕作放棄地面積/(経営耕地面積+耕作放棄地面積))×100

(2) 経営規模の拡大

調査対象7経営体のうち,A~Eの経営体は5年前の時点でそれぞれの拡大過程を経て大規模稲作経営体となっていた単独経営体だが,ここ5年間の拡大等のテンポは北関東D経営体を除いては緩慢となっている。そこには米価の長期低落傾向という環境条件も大きく作用しているものと考えられる。

北海道A経営体の総経営面積は101haのまま不変で,この間に借地だった11haを購入して自作地が36haに増加した以外は,土地の入替えが1ヶ所あっただけである。高品質米生産者への町内での生産枠配分の結果,そばの作付面積は7haに半減しその分稲作経営面積が増加した。同B経営体の総経営面積は1ha減の15haとなった。10年契約の借地3haを返還して,隣接地(耕作者逝去)2haを購入した。当該借地で行っていた麦作をやめ,連作障害回避のためのスイートコーン1haと有機タマネギ1.5ha弱の栽培を開始したが,稲作経営面積は12haで変わらない。タマネギ農家には将来性があるが,稲作農家には無いとのことで,労

働力が手一杯の状態でもあり、近隣から耕作請負を頼まれるが極力断っている。

東北C経営体は、結果的に入植時の基本面積15haのままだが、この間に大豆の全作業受託を行っていた15haの借地を返還して総作業面積は半減した。小麦はメリットが少ないとして撤退して大豆に特化（5ha）するとともに、稲作経営面積を1.1ha減じてその分カボチャの栽培を始めた。また、米価1.2～1.3万円では稲作経営は厳しく、労働集約的経営で付加価値を高めるために有機米栽培を開始した。稲作経営規模の拡大は地代や土地改良費負担が高く採算性が無いとの理由で志向していない。

唯一、北関東D経営体は意欲的で、この間に自作地3ha、借地13haを増加させて総経営面積を36%増の60haとし、稲作経営面積は10ha増の46ha（加工米7haを含む）とした。そばは単価も安く産地作り交付金額も少ないので減じ、06年から大豆15haを始めた（小麦は倍増の14ha）。遠い圃場を近場の圃場と入れ替えれば、あと10ha程度規模拡大できるとしている。08年4月から家族経営を株式会社化し、販売時の訴求力強化、責任の明確化、従業員雇用の安定化、事業展開の容易化を狙っている。また、自家精米を行っておりこの間に倉庫と乾燥設備を増強している。

南関東E経営体は労働力が手一杯で、近隣からの耕作請負依頼に対してここ3年間は謝絶しているとのことであり、この間総経営面積も稲作経営面積も変わっておらず、うち7.5haのホールクロップサイレー

ジ（稲発酵飼料）用飼料稲栽培面積も不変である。しかし、圃場がすべて大区画であれば7割増の50haまで拡大できるとしている。

残る2経営体の近畿G、H経営体は集落農場型（完全協業型）集落営農であり、属するS県による90年という早い時期からの促進政策を受けて組成され、5年前の時点で既に大規模稲作経営体となっていたが、この間に新規加入農家があって経営規模が拡大した。

G経営体は加入農家が5戸増え、総経営面積は24%増の36ha（集落内全50ha中の72%）に増加し、稲作付面積も25%増の25haとなった。将来的にも集落の地区を超えての規模拡大はしないとしている。小麦、大豆は水田経営所得安定対策を理由にして品目として採用しており、余剰労働力を考慮すると作物の多様化も考える余地があるとのことである。

H経営体は不在村地主の小作分2haが増加して総経営面積が微増し、稲作経営面積も増加した。また、転作率の上昇に伴い小麦（+5ha）を中心に増反している。近隣他集落農地の取込みは将来の課題だが、可能であり10年内には入ってくるものと予想している。

（3）生産基盤・技術

7経営体の生産基盤、生産技術の動向を見ると、それらは総じていえば既に5年前に具備していたものが基本的に継承されており、大きな動きはない。前記のとおり、

東北C経営体で有機米栽培が開始されたのと、意欲的な北関東D経営体で減農薬・減化学肥料米栽培が67%増の30haに増加したことを除くと、あとは圃場区画についてC経営体で畦畔外しによって2.5ha田が登場したのと、近畿G経営体で同じく畦畔外しによって平均49a田が50a田に拡張されたことが主だった変化であり、機械装備はD経営体でのトラクター、汎用コンバインの増加（各1台）に留まる。

直播の採用動向にも大きな変化はない。7経営体中5年前に直播を行っていた3経営体が、引き続き直播を一部に採用している。北海道A経営体では湿田で直播（乾田）の環境にないとし、同B経営体も泥炭湿田地帯であり品種も確立されていないとしている。一方、北関東D経営体では乾田で物理的に難しく（湛水直播が）、情報・ノウハウ不足と育苗ハウスの余裕度を不採用の理由としている。南関東E経営体では83年から乾田直播を行っているが、7.5ha区画の暗渠排水化された整備圃場という生産基盤がその前提となっている。近畿G経営体では過去における乾田直播や散播の不成功からここでは湛水直播が一番安定するとし、この間に直播面積を9割増の7.1haとしたが、その理由は育苗ハウスと田植機の制約によるものとなっており、同H経営体の直播採用理由も、コスト減よりも乾燥調製作業の平準化（ここでは直播分は収穫期が9～10月と遅くなる）と、育苗ハウス面積の制約によるものとなっている。

一般的に効率化、低コスト化の重要技術

とされる直播も、日本においては正に適地適作の言葉が当てはまるように経営戦略と圃場条件によってその実現態様は異なってくる。労働集約的な精緻な生育管理を志向する場合は湛水土中直播となり、種子の石灰コーティングと植付機による1粒ごとの植付けには省力性はなく、省力性の高い乾田直播は乾田（粘土質湿田でない）の大区画圃場と暗渠排水等がその前提条件となっている。

なお、省力性の高い7.5ha圃場での乾田直播を行うE経営体でも投下労働時間（収穫までの労働時間/10a）は7～8時間であり、カリフォルニアの約280haの稲作経営における投下労働時間0.9時間^(注14)の8～9倍となっている。

（注14）農水省（2007）「国内農業の体質強化に向けて」2月26日、4頁

（4）生產品目と販売チャネル

大規模稲作経営体は、一般的に経営の収益性、安定性の高度化のために高付加価値米生産と消費者直販による消費者価格での販売を志向するが、7経営体で見ると北海道101haの有限会社Aと南関東の低コスト志向の30ha農家Eを除くB、C、D、G、Hの5経営体すべてが有機栽培米や減農薬・減化学肥料米に取り組んでおり、D経営体では自家精米と乾燥までが行われている。またG経営体では販売単価増を狙って酒米の山田錦を生産している。

販売チャネルを見ると、全量をコントリバー・エレベーター公社（以下「C.E.公社」という）へ委託販売するC経営体と全量をJA、

商系に委託・卸売販売するE経営体を除くすべての経営体で消費者直販が行われている。これらにより、B経営体の有機栽培米の消費者直販価格は2.2万円(60kg・玄米)、C経営体の有機栽培米卸売価格は1.7万円、D経営体の消費者・実需者直販価格(精米)は1.8~1.9万円、G、H経営体の消費者直販価格はそれぞれ1.7万円、1.7~1.8万円と高くなっている。なお、D経営体は外食産業等業務用実需者向けの直販も行っており、販売価格は消費者直販と同様である。

商系業者への卸売販売を行うのはE、G、Hの3経営体で、E経営体ではJAよりも高値となることがその理由であり、G経営体では酒米や収穫時期が遅くなる直播栽培米を取り扱ってくれることも要因となっている。H経営体では、構成員農家が12月に各戸決算をして確定申告する必要性から、JAの委託販売代金精算の遅さも理由となっている。

JAへの委託販売割合が高いのは、北海道A(9.5割)、同B(7割)、東北C(10割(C.E.公社))、南関東E経営体(5割)で、低いのは近畿G(1.5割)、北関東D(加工米のみ)、近畿H(なし)となっている。A町JAでのヒアリングによれば、稲作付規模が20haを超えるとJA離れが進むが、100haを超えると自力での全量販売ができずにJA委託販売に回帰するといわれている。

(5) 米価低下と経営の安定性

前回調査から今回調査までの間に、米の

農家販売価格は13,912円から12,972円へと6.8%、940円低下した(02~06年、60kg当たり、農水省「米生産費統計」)。

これを受けて、調査経営体の販売単価も低下しているが、全般的にはJA委託販売分が低下する一方で、消費者直販分や商系卸売分、業務用実需者直販分は強含みの横ばいとなっている。JAへ9.5割委託の北海道A経営体では1.4万円弱から1.3万円位に、JAへ7割委託の同B経営体では1.3万円前後から1.2万円前後に低下したが、B経営体の有機・直販分は2.2万円を維持している。全量C.E.公社(JA)委託販売の東北C経営体では、慣行栽培米(6.8%)のみならず減農薬・減化学肥料米(9.8%)、無農薬・無化学肥料米(5.5%)も低下した。一方、北関東D経営体の消費者・実需者直販米価格は強含みの横ばい、商系と消費者直販中心の近畿G集落農場ではJAへの1.5割委託分を含めて強含みの横ばい傾向、同H集落農場は弱含みの横ばいとなっている。また、乾田直播の南関東E経営体ではJAへの5割委託分を含めて全体で横ばいを維持している。前記「(4)生産品目と販売チャネル」で述べた大規模稲作経営体の一般的経営特性である高付加価値米生産・消費者直販志向は、米価の長期的低下傾向のなかでの経営安定策としても機能しているといえる。

それと同時に、各経営体の経営限界価格(支払利子・地代算入生産費回収=物財費+家族労働費確保価格)は、B、Gの2経営体で上昇した以外は前回調査の水準を維持して

いる。北海道B経営体の経営限界価格は5年前には「半分を高値直販にして、残り半分のJA出荷分は7千円」だったが、今回調査では「半分を高値直販にして、JA出荷分は9千円」と、総販売量（加重平均）ベースでJA委託販売分の経営限界価格が1千円上昇した。また、近畿G集落農場では、10,740円から11,504円へと764円（7.1%）上昇した（筆者試算値）。これらは、生産資材価格の上昇を受けてのものと考えられる。いずれにしる上昇したB、G経営体においても現行の販売価格は経営限界価格を上回っており、調査経営体はいずれも経営の安定性を維持しているが、その要因は多くに共通して見られる高付加価値・消費者直販志向の生産・販売戦略によるものとなっていることに留意する必要がある。一方でこれとは正反対に、南関東E経営体は、省力化、低コスト戦略を採っているが、E経営体の経営限界価格が1.2万円と相対的に高いことにも留意する必要がある。前出カリフォルニアの稲作経営における物財費は60kg当たり1,512円であり、日本の全国10ha以上層における5,967円は約4倍（第1表の10～15ha農家では6,386円で4.2倍）の水準にある。

（6）政策への対応状況

米政策等への対応状況を見ると、7経営体すべてが生産調整を実施し、集荷円滑化対策に参加し、水田経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）に加入している。また、E経営体は飼料稲栽培について

耕畜連携水田活用対策事業の取組面積助成を受けているが、政策変更に対応できるように品種はコシヒカリを採用している。

生産調整に関しては、過剰作付への反発、水田経営所得安定対策に関しては制度の分かりにくさと抛出金の多さ、米価1.2～1.3万円水準では米価が10%下落しても収入減少影響緩和対策の発動となりにくい北海道の事情といった反発があった。一方で、交付金等は基本的にはあてにしないとの意見もあった。

（7）営農資材調達等

各経営体の営農資材調達状況を見ると、すべての経営体でJAからの供給を受けており、北海道A、東北C経営体では10割、北関東D経営体では9割、北海道B経営体では6～7割と高く、次いで近畿H集落農場が5割、南関東E経営体が3割、近畿G集落農場でも購買が行われており、残りの部分は商系からの調達となっている。大規模農家とJAとの関係はどちらかが歩み寄る必要性があり、A町JAでは肥料、農薬等に大口、中口、小口で単価に差を設けている。^{（注15）}また、北関東D経営体は大口割引を受けているが、これは合併前のJAで受けていた特典を、合併後のJAにも引き継がせたものとなっている。

JAの組合員資格は、近畿G、H集落農場において構成員各戸が組合員である他は、A以下5つの調査経営体の担い手がすべて直接組合員資格を有しており、近畿G、H集落農場は生産組合自身もJAに出資して

いる。

しかしながら，一方で営農・経営指導に関しては，JAによる頻繁な訪問を受けているのは北関東のD経営体だけに留まっている。

(注15) A町JAでのヒアリングによる。

(8) 今後の方向

調査経営体の今後の方向は，前記「(2) 経営規模の拡大」で述べたここ5年間の動向を延長したものとなっている。積極的な北関東のD経営体が，引き続いての規模拡大(09年度に向けて+5ha)や近い将来における2次加工(モチ，赤飯等)への進出を企図しているのと，近畿G，H集落農場が水田経営所得安定対策の集落営農要件具備の必要性もあって2～3年以内での法人化を目指していることを除くと，残る4経営体は現状維持(A，B，C)から縮小傾向を含む(E)ものとなっている。

繰り返しになるが，そこには米価の長期低落傾向という環境条件も大きく作用しているものと考えられる。

おわりに

— 見えてくる課題 —

統計整理と任意の7市町村，7経営体の調査から共通する課題を抽出しても一般性は持ち難いものといえるが，わずかの調査対象の中からでも明らかとなった事項は示唆に富むものと考えられる。

第一には生産基盤・技術とコスト対抗力

の問題である。調査経営体の圃場条件を見ると，すべての圃場が1ha以上の大区画に整備されているのは入植時に整備されていた東北C経営体のみで，7.5ha圃場を持つ南関東E経営体においてさえ1a区画から7.5haまで約80区画の圃場を持っている。調査経営体全体の圃場区画は，おおよそ30～60a区画となる。それを改善するには，分散錯圃の解消と圃場整備が必要となるが，例えば北海道C経営体では強風により湛水が一方に吹き寄せられることから1ha区画の圃場は難しく，近畿H経営体の圃場にも傾斜があり，大区画圃場化は難しいものとなっている。もちろん分散錯圃は面的集積の推進によって改善の余地はあるが，日本においては生産基盤である圃場条件において既に米国に対するコスト対抗力がないものといえる。

また，生産コストの低下のためには乾田直播による省力効果が高いが，乾田直播に適する，湿田でない地帯は限られている。日本においては生産技術の面でも米国産米へのコスト対抗力がないものと考えられる。

第二に，現行の大規模稲作経営の経営限界米価が，統計上も今回調査でも1.0万円～1.3万円程度となっていることである。仮に米の輸入関税撤廃後の米価を8千円と^(注16)し，経営限界米価との差額を補填するものとする^(注16)とすると60kg当たり2千円～5千円の財政支出が必要となる。

第三に，高付加価値米志向がもたらす一般米・低価格米輸入増の懸念である。調査

経営体のうち低コスト戦略を採っているE経営体以外の6経営体は、高付加価値米生産と消費者直販による消費者価格での販売の双方または一方を行っている。実際、経営志向が強いと考えられる組織法人の販売米価は、統計上も農家平均値より1千円以上高い。

今後、米の関税率引下げが行われたり、国家貿易の枠組みが外される等の自由化が進んで米価がさらに低下すると、大規模稲作経営体の多くは経営の安定性、持続性を求めてこの傾向を一層強めるものと考えられる。日本の稲作の多くが大規模化したと仮定すると、消費の大宗を占める慣行栽培の一般米の供給に不足が生じることも考えられ、その需要を輸入米に明け渡すことにもなろう（同時に高付加価値米の価格は低下して大規模稲作経営自体の経営も揺らぐ）。また、外食・中食産業の低価格米需要は、関税の削減、輸入自由化進展のもとに、現実問題として輸入米に席捲されるだろう。

一般米や低価格米の供給主体は中小規模農家である。したがって、政策的にはこれらの農家の経営安定化も重要となる。水田経営所得安定対策では集落営農が担い手として認められ、対策2年度目の08年産で5,655団体、米だけについて見ると11.2万haが加入申請した（08年8月、農水省）。しかし、主食用米生産面積160万ha（08年、同）

から見れば、そのカバー率はあまりに小さい。今後の日本の稲作農業の帰趨は、個別経営体とともに集落営農の組成、育成いかにかかっているともしよう。

（注16）中国からのうち米SBS輸入平均価格の最高・最低年の平均8,610円（95～07年、精米60kg当たり）を玄米換算すると7,800円となる（農水省「第1回米流通システム検討会における委員要求資料」から算出）。

<参考文献>

- ・安藤光義（2008）「水田農業再編と集落営農」『農業経済研究』第80巻第2号
- ・石谷孝佑編（2002）『米の事典 稲作からゲノムまで』幸書房
- ・石原健二（2008）『農業政策の終焉と地方自治体の役割』農山漁村文化協会
- ・志賀永一（2008）「北海道農業の生産構造変化とグローバル化に向けた対応・課題」『農業経済研究』第80巻第2号
- ・清水徹朗（2004）「稲作農業の実態と今後の見通し」『農林金融』2月号
- ・生源寺眞一（2008）『農業再建 真価問われる日本の農政』、岩波書店
- ・須田敏彦（2003）「大規模稲作経営の実態と効率性向上の条件」『農林金融』11月号
- ・平林光幸（2007）「水田経営法人の存立条件と経営支援の必要性」農政調査時報 春（第557号）
- ・藤野信之（2004）「外食・中食産業の米需要」『農林金融』2月号
- ・同（2005）「米流通制度改革と米価の動向」『農林金融』3月号
- ・山浦陽一（2007）「集落営農の増加と展開方向」、日本農業研究所『農業研究』第20号
- ・吉田俊幸（2003）『米政策の転換と農協・生産者』農山漁村文化協会
- ・若林剛志（2008）「農業センサスにみる稲作経営の変化」『農林金融』10月号

（主席研究員・藤野信之・ふじののぶゆき）

WTO農業交渉の経過と課題

交渉の暴走に歯止めを

〔要 旨〕

- 1 WTO農業交渉は、9年間にわたって難航を極めながら行われてきた。この交渉では、保護の大幅な削減を求める米国、柔軟な対応を求めるEU・わが国、先進国の補助の大幅削減と途上国への配慮を求める開発途上国の隔たりが大きく、モダリティの確立に至っていない。
- 2 現在のモダリティ案は、重要品目数においても関税割当拡大等の代償措置に関しても、わが国が受け入れ難いものであるが、わが国が交渉を主導しているとは言い難く、交渉が終結に向かう場合窮地に陥る懸念がある。
- 3 交渉経過を振り返ると、ウルグアイ・ラウンド合意結果を踏まえて新ラウンドが開始されたにもかかわらず、新ラウンドはそれまでの経緯を無視した先鋭な自由化要求の場となっている。
- 4 これからのWTO交渉は、交渉の暴走に歯止めをかけること、WTO協定が国際協定の上位協定ではないことを踏まえ、食料安全保障や環境保護との調和を図る等、WTO交渉の枠組みを根本的に見直すこと、わが国としては、多様な農業の共存に具体的にリンクする提案・主張の実施、アジア諸国との連携強化を含む交渉戦略・戦術の見直し強化、等が求められる。
- 5 また、わが国農業の存続を確保するために、交渉において今後起こりうるさまざまな帰結を想定しつつ、それに対応した対策を検討する必要がある。

目次

はじめに

1 WTO農業交渉の経緯

(1) ウルグアイ・ラウンド合意から
ドーハ・ラウンドの開始へ

(2) 交渉の経緯

2 現在のモダリティ案と主要対立点

(1) 市場アクセス

(2) 国内支持

(3) 輸出規律

(4) 綿花問題

3 交渉の問題点と課題

(1) 暴走する交渉に歯止めを

(2) 食料安全保障・環境保護との調和

(3) 「多様な農業の共存」に具体的に
リンクしうる提案・主張

(4) 交渉戦略の見直し・強化

おわりに

はじめに

昨(08)年7月、WTO農業交渉におけるモダリティの合意を目指す閣僚会合が開催された。^(注1)この交渉においてわが国は、重要品目(関税の大幅削減対象外とする品目)の数を最低全品目の8%以上確保することを主張した。しかし交渉は、事務局長の調停案である重要品目数4%、代償措置付で2%の上乗せを軸に進められ、わが国が苦境に陥ったことは記憶に新しい。この会合は結果的には、途上国向け特別セーフガード(緊急輸入制限措置)や米国の補助金削減等をめぐって米国とインド・中国が激しく対立し、交渉は決裂した。

その後モダリティをめぐる交渉は、年内の合意を目指して調整が行われたが不調に終わり、越年することとなった。

開始後9年間に及ぶWTO農業交渉は、このように難航を極めているが、この間、対立点は絞られてきており、また大きな対

立点である途上国向けの特別セーフガードについても、08年12月の農業交渉議長案にインドが譲歩する姿勢にあると伝えられる。^(注2)昨年の交渉からも見えてきたとおり、わが国が交渉の主導権を握れない状況の下では、途上国と欧米の間で譲歩が成立した場合、再び進退窮まることになりかねない。

このようなことを踏まえ、本稿では、交渉の経緯を振り返り、わが国としての今後の課題について考察することとしたい。なお、交渉の全体について細部までとりあげるのはこの小論の目的ではないので、詳細については末尾掲載の資料原典を参照いただきたい。

(注1) 関税削減率や詳細な要件などが入った各国共通ルール

(注2) 2008年12月17日付「日本農業新聞」

1 WTO農業交渉の経緯

(1) ウルグアイ・ラウンド合意から
ドーハ・ラウンドの開始へ

WTO設立以前のガット体制の下では計

8次の交渉が行われ、93年に終結したウルグアイ・ラウンドに至って初めて、農産物についても共通のルールの下で保護等を削減する交渉が行われた。そして、すべての非関税措置の関税化と関税削減、国内支持の削減、輸出補助金の削減、等を内容とする包括的な合意が行われた（第1表）。

ウルグアイ・ラウンド交渉におけるわが国の最大の問題は、米の取扱いであった。米の関税化と関税率引下げは深刻な米価下落をもたらすと予想されたことから、最終段階まで交渉が続けられ、関税化を6年間猶予するとともに代償としてミニマム・アクセスを一般の品目より多くする特例措置を受け入れて合意に至った。なおその後わが国は、99年4月に米を関税化したが、それに伴い76.7万トン（7.2%）で継続されている米のミニマム・アクセスはわが国にとって大きな負担となっている。

第1表 ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

市場アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 原則としてすべての輸入制限措置を関税化 関税は、農産物全体で平均36%（品目ごとに最低15%）削減 現行アクセス機会は維持・拡大 ミニマム・アクセスは3%から5%まで拡大。なお、関税化特例措置の代償については4%から8%に拡大
国内支持	AMS（削減対象となる国内助成総量）を20%削減
輸出規律	金額で36%、対象数量で21%削減

資料 筆者作成

（2）交渉の経緯

a シアトル閣僚会議

95年にWTOが設立され、その下での初

の本格的ラウンド交渉立上げを目指して、99年11月、シアトル閣僚会議が開催された（第2表）。

しかしこの会議では、全面的な自由化交渉を行おうとする米国等と開発途上国への配慮を具体化させようとする開発途上国の間で激しい対立が展開された。

さらに、世界から集まったNGO、環境団体、農民団体、労働団体によるグローバルイゼーションへの反対運動（「シアトルの反

第2表 WTO農業交渉の経緯

年月	内容
93.12	ガット・ウルグアイ・ラウンド合意
95.1	WTO設立
99.11	WTO第3回閣僚会議（シアトル） <新ラウンド交渉立上げに至らず>
00.3	農業交渉開始
00.12	日本提案
01.11	WTO第4回閣僚会議（ドーハ） <新ラウンド立上げ>
02.12	ハービンソン議長概観ペーパー提示
03.2	ハービンソン議長モダリティ1次案提示
03.3	・ハービンソン議長モダリティ1次案改訂版提示 ・WTO農業委員会特別会合 <モダリティを確立できず>
03.8	・農業交渉に関する米・EU共同ペーパー配布 ・WTO一般理事会議長カンクン閣僚会議文書案提示
03.9	WTO第5回閣僚会議（カンクン） <決裂>
04.7	WTO一般理事会 <枠組み合意>
05.12	WTO第6回閣僚会議（香港） <香港閣僚宣言>
06.7	WTO非公式閣僚会議 <交渉がまとまらず中断入り>
07.4	ファルコナー議長ペーパー提示
07.7	農業・NAMA（非農産品市場アクセス）のモダリティに関する議長テキスト提示
08.2	農業のモダリティに関する改訂議長テキスト提示
08.5	農業のモダリティに関する再改訂議長テキスト提示
08.7	・農業のモダリティに関する再改訂議長テキスト提示 ・ラミー事務局長調停案提示 ・WTO閣僚会合 <決裂>
08.12	・農業のモダリティに関する再改訂議長テキスト提示 ・年内のWTO閣僚会合開催先送り

資料 筆者作成

乱」と呼ばれる)が展開され、会議は新ラウンド立上げに至らず終了した。

b 農業交渉の開始と日本提案

ウルグアイ・ラウンドの合意は、WTOを設立するマラケシュ協定と、その附属書に掲げられる諸協定の一括受諾として行われたものである。農業協定はその一つであり、その第20条「改革過程の継続」では、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間(1995年~2000年)終了の1年前に新しい交渉を開始する旨定められていた。これに従い、2000年3月に農業交渉が開始された。

このような状況の中でわが国は、2000年12月に農業交渉日本提案を発表した。それは、「多様な農業の共存」を基本的哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡是正、開発途上国への配慮、消費者・市民社会の関心への配慮を追求する内容であった。具体的には、関税水準やアクセス数量の設定は品目ごとの柔軟性を確保して適切に設定すること、国内支持の枠組み・水準の設定は各国の農業の多面的機能、食料・農業をめぐる事情等に十分な配慮を行うこと、輸出規律や輸出国貿易に対する規律を強化すること、開発途上国への貿易ルール上の配慮や食料安全保障のための取組みの検討、食料の安定供給や安全な食生活の確保等を主張するものであった。

c ドーハ閣僚会議

01年11月のドーハで開かれた第4回閣僚会議は、新たな多角的貿易交渉を開始することを決定した。

新ラウンドの交渉対象は、農業、サービス、非農産品の市場アクセス、TRIPS(知的財産権)、シンガポールイシュー(投資、競争、貿易円滑化、政府調達透明性)、WTOルール、紛争解決了解、貿易と環境など、幅広いものとなった。この中には、ウルグアイ・ラウンド合意から利益を得ていないとする開発途上国のいわゆる「実施問題」も重要な項目として位置づけられた。

また、交渉期間は3年間で、05年1月1日までに終了することとされた。すでに開始されていた農業交渉は、ドーハ・ラウンドの一部として、全体の終結と同時に終結することとされ、モダリティを03年3月末までに確立する旨、閣僚宣言で定められた。

その後、ハービンソン農業交渉議長による数次の案等の提示をもとに交渉が進められた。わが国・EUは非貿易的関心事項に配慮した漸進的な保護の削減を、米国・ケアンズ諸国(非補助金先進輸出国)は関税・国内支持の大幅削減を、開発途上国は先進国の関税・補助金大幅削減と開発途上国への配慮を求めて隔たりは大きく、03年3月末のモダリティ確立に失敗した。

d 米・EU共同ペーパーの配布

こうして交渉の次の焦点は、03年9月に開催されるカンクン閣僚会議となったが、

その中で03年8月に公表された米・EU共同ペーパーは、WTO事務局の文書ではないものの、その後の交渉に大きな影響を及ぼしたものとして記憶されるべきである。

このペーパーは、それまでわが国が連携を図ってきたEUが米国と大枠合意に達したもので、わが国に大きな衝撃を与えた。その内容も、関税削減方式の中に上限関税の考え方を盛り込み、例外品目には関税割当等の追加的代償措置を求める等、大幅な保護削減を求めるものとなっていた。

国内補助金と輸出補助金の大幅削減をめぐって激しく対立する米国とEUが歩み寄った背景には、EU・米国それぞれが進めてきた農業政策の進展があった（詳細は「2(2)国内支持」参照）。

そして、この共同ペーパーの内容は、カンクン閣僚文書案のベースとして取り込まれていった。

e カンクン閣僚会議

このような情勢の中で開かれたカンクン閣僚会議での農業交渉は、改定案は開発途上国に有利であるとする米・EU、先進国にさらなる補助削減と市場アクセス改善を求めるG22（ブラジル、インド等）、市場アクセス改善の柔軟性・3分野（市場アクセス・国内支持・輸出補助金）のバランスを求めるG10（日本、スイス等）の溝を埋めるに至らなかった。

さらに、農業分野以外ではシンガポールイシュー（投資、競争、貿易円滑化、政府調達透明性）について、交渉自体に反対する

開発途上国と先進国の対立が激しかった。開発途上国には、投資に関する包括的で高水準のルールを設定することは自国の開発に寄与するのか疑念があり、一致して反対する結果となった。こうしてシンガポールイシューが引き金となって会議は決裂した。

またカンクンには世界から多くのNGOや団体が集まって反対運動を展開し、デモの最中に韓国の農民が自殺した事件は衝撃を与えた。

f 枠組み合意

その後交渉の中で、交渉の大枠についての合意を目指すことで意見が収斂し、04年7月の一般理事会で枠組み合意が採択された。これは、モダリティを決めるための大枠の考えをまとめたものである。

農業分野では、関税削減は高い関税ほど大幅に引き下げる階層方式を採用すること、重要品目は別の扱いをすること（ただし関税割当拡大）、国内支持の階層方式による削減、一定期限までの輸出補助金撤廃と輸出信用の規律などが定められた。また、上限関税の役割については、更なる評価が必要とされた。開発途上国から問題提起を受けていた綿花の補助金問題については、綿花の小委員会を設立することとなった。

開発途上国が強く反対していたシンガポールイシューは、税関手続など貿易手続の簡素化等を目的とする貿易円滑化の交渉のみを開始することとし、反対の強いその他の3分野（投資、競争、政府調達透明性）は

ドーハ・ラウンドでは交渉を行わないことが合意された。

その後は05年12月の香港閣僚会議に向けて交渉が進められたがモダリティの合意に至るには程遠く、香港閣僚会議の宣言では、枠組み合意の各項目について更に詳細な規定を行うとともに、農業交渉のモダリティを06年4月末までに確立する等、交渉のスケジュールが定められた。

g 香港閣僚会議以降のモダリティ確立への動き

その後も交渉は難航を極め、モダリティ確立の期限とした06年4月で合意に達せず、同年7月の非公式閣僚会議も不調に終り、ラミー事務局長がラウンド交渉の中断を発表するに至った。

07年に入り二国間での協議が進められる中で、モダリティ確立への動きが強まり、07年7月にモダリティに関する議長テキストが提示された。これは、現在に至る交渉のたたき台としての議長案が示された最初のものであるが、ここには、上限関税の考え方は削除されたものの、重要品目数は有税品目の4%または6%（条件付代償ありで8%）とされ、わが国として受け入れられない厳しい内容が盛り込まれた。

その後さまざまなレベルで交渉が進められ、08年に入り3度にわたり改訂議長テキストが提示され、08年7月の閣僚会合が大きな山場となった。この閣僚会合では、最終段階でラミー事務局長からの調停案が示され、重要品目数は4%を基本（代償付

2%追加）とされてわが国は窮地に陥ることとなったが、交渉の最終段階に至り、途上国の緊急輸入制限と米国の国内補助金をめぐるインド・中国と米国の対立が決定的となり、交渉は決裂した。

その後も同年12月にはファルコナー議長の再改訂議長テキストが提示され、年内の合意が目指されたが、米国とインド・中国の調整は不調に終わり、年内の閣僚会合開催は断念された。

09年に入り、1月には米国のオバマ新政権が発足、5月にはインドの総選挙が予定されており、交渉の早期本格化は難しいとの見方が大勢である。しかし、08年11月に開催されたG20金融サミットにおいても、金融危機に対処するうえで、保護主義に対抗しドーハ・ラウンド交渉を早急に進める重要性が強調されており、今後も交渉を進展させる努力が行われることになろう。

2 現在のモダリティ案と主要対立点

08年12月にファルコナー農業議長から提示されたモダリティ案の要点は第3表に示すとおりである。以下、主要論点にかかるその内容と問題点をみていく。

(1) 市場アクセス

市場アクセスについて当初わが国は、ウルグアイ・ラウンド方式での削減を主張していた。この方式は品目ごとの最低削減率と全品目平均の削減率を定めるもので、高

第3表 主要論点にかかるファルコナー議長
テキスト・作業文書の内容

市場 アクセス	一般品目	<ul style="list-style-type: none"> ・関税率0%超～20%以下の階層: 50%削減 ・関税率20%超～50%以下の階層: 57%削減 ・関税率50%超～75%以下の階層: 64%削減 ・関税率75%超の階層: 70%削減 								
	上限関税	<ul style="list-style-type: none"> ・設定しない ・100%超の高関税品目が残る場合には関税割当の追加拡大等が必要(注1) 								
	重要品目	数	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な数は4% ・条件付き・代償ありで2%追加 							
		TRQ(注2) 新設	指定可能・不可能の両論併記(注3)							
		低関税輸入 枠の拡大	<table border="1"> <tr> <th>関税削減率 (一般品目対比)</th> <th>枠の拡大幅 (国内消費量ベース)</th> </tr> <tr> <td>1/3</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>3%</td> </tr> </table>	関税削減率 (一般品目対比)	枠の拡大幅 (国内消費量ベース)	1/3	4%	1/2	3.5%	2/3
	関税削減率 (一般品目対比)	枠の拡大幅 (国内消費量ベース)								
	1/3	4%								
1/2	3.5%									
2/3	3%									
SP(注4)	<ul style="list-style-type: none"> ・数:12% ・うち削減ゼロの数は5%まで ・平均削減率11% 									
SSM(注5)	2段階のトリガーレベル(120%と140%)とレメディ(追加関税)の組み合わせ等を提示									
国内支持	貿易歪曲的国内支持(注6)については、階層方式に従い、80%または70%または55%削減(米国については145億ドル以下に制限)									
輸出規律	<ul style="list-style-type: none"> ・先進国は輸出補助金を2013年末までに撤廃 ・輸出信用は最長償還期間180日 ・運営費用の4年周期にわたる自己資金調達が必要 									

資料 農林水産省「WTO農業交渉の主な論点」(08年12月)、議長テキストから作成

(注)1 代償の内容

重要品目全体のTRQ(関税割当=無税または低関税輸入割当)拡大幅を0.5%追加 または 該当ラインの関税削減を2年間短縮して実施 または 該当ラインの関税削減を5%ポイント追加

2 関税割当

3 作業文書に、既存のTRQ対象品目以外にも全品目の1%までの指定を、TRQ2%拡大等を代償に認める案の記載がある。

4 途上国に認める特別品目

5 農業分野の途上国の特別セーフガード措置

6 「黄の政策」(AMS)、「デミニミス」、「青の政策」の合計。国内支持については、総合AMSの削減、品目別AMSの削減、「青の政策」の削減についても織り込まれているが、本表では省略する。

なお、「黄」の政策は、市場価格支持、不足払い等、最も貿易歪曲的な国内支持、「デミニミス」は、農業生産額の5%以下の国内助成、「青の政策」は、直接支払いのうち、特定の要件を満たすものである。

関税品目に配慮した柔軟な削減を可能とするものであった。

一方、交渉の当初米国やケアンズ諸国は、スイス・フォーミュラ方式(一定の数式をあてはめ関税率を一定水準以下にする方式)により、25%以下とするよう主張した。

現在提示されている削減方式はその双方とも異なるものであるが、高関税品目ほど高い削減率を義務づけるもので、そのままでは米など一部に高関税品目を持つわが国には受け入れられない内容となっている。そのため、削減率を低く設定できる重要品目が認められたが、その数はわが国の場合最低でも全品目の8%必要とみられるのに対し、案では4%、関税割当等の代償付で2%追加と、大きな隔たりがある(第4表)。さらに、重要品目の関税削減率が一般品目対比で小さいほどTRQ(関税割当)枠を大きく設定することとされている。また、削減後に100%超の高関税品目が残る場合には追加のTRQ拡大を求めている。そして、先進国の場合の全体でみた平均削減率も、最低54%(ウルグアイ・ラウンドの1.5倍)と大幅なものとなっている。

また、重要品目の適用にはTRQ枠拡大が条件とされているため、現在TRQが設

第4表 日本のタリフライン数と重要品目数

		タリフライン数(注)
全品目		1,332
日本の主な高関税品目		169
重要品目	8%の場合	107
	6%の場合	80
	4%の場合	53

資料 2008年12月9日付「日本農業新聞」

(注) 関税譲許表に掲載されている関税分類品目

定されていない品目（わが国の砂糖，でんぷん用とうもろこし等）を新たにTRQ品目に指定することを認めるかどうかも大きな焦点となっている。現行案では両論併記となっており，議長の作業文書には，指定できる場合にはTRQ拡大幅2%追加とする考え方も記載されているが，輸出国サイドにはこれを認めないとする姿勢も強い。

このように，わが国が最大の課題としてきた上限関税の導入は回避できているが，重要品目数とTRQ拡大という，難題に直面することとなった。現行議長案の重要品目数（4%）では，わが国の高関税品目数の約3分の1しかカバーできない。また，関税引下げ案も大幅で，米を例にとると，議長案に沿って一般品目として関税を70%削減すると，精米60kg当たり現行の20,460円から6,138円へと14,322円の引下げとなり，米の国際価格水準にもよるが，関税込みの輸入米価格は国産米の価格水準に接近することになるとみられる。一方，米を重要品目とする場合，TRQ枠の拡大（3～4%）により，ミニマム・アクセス数量は，現行の76.7万トン（7.2%）に対し約27～36万トンの上乗せが必要になる。現行議長案では，さまざまなケースに応じて代償措置としてのTRQ枠拡大が設定されているので，米に限らず，その影響について慎重なシミュレーションが必要である。

開発途上国向けの特別セーフガードについては，08年7月の議長案ではトリガー（発動の条件とする輸入水準）を140%としていたが，現行案では開発途上国に配慮し，

120%・140%の2段階のトリガー水準と追加する関税レベルの組み合わせとしている。この項目は開発途上国と米国の大きな対立点の一つであり，歩み寄りが成れば交渉が前に進む要因となると考えられる。

（2）国内支持

国内支持については，ウルグアイ・ラウンドで定められたいわゆる黄・青・緑の政策（第5表）をめぐって交渉が行われた。

ドーハ・ラウンド交渉の当初，米国やケアンズ諸国は黄の政策の最終的な全廃を主張し，青の政策も同様に撤廃を主張した。そして，その柔軟な取扱いを求めるEUやわが国との間で大きな対立点となった。その背景には，EUの補助金を削減させて農産物市場を獲得しようとする米国とEUの対立があった。

もともとウルグアイ・ラウンド以前にお

第5表 国内支持政策の区分

	政策	施策の内容	規律
ウルグアイ・ラウンド	黄	貿易・生産への影響がある施策(価格支持・生産補助金等)	20%削減
	青	生産調整を伴う直接支払い(EUの直接支払い，わが国の稲作経営安定対策)	削減対象外
	緑	貿易や生産への影響がない施策(試験研究，基盤整備等)	削減対象外
ドーハ案	黄	URに同じ	UR以上の大幅削減(米国60%，日本70%) 品目ごとの上限設定
	青	「生産を義務付けない直接支払い」(新青の政策)を追加	全体の上限設定(農業生産額の2.5%) 品目別上限設定(新旧の青の別)
	緑	URに同じ	削減対象外

資料 農林水産省資料等から作成
 (注) URはウルグアイ・ラウンドの略

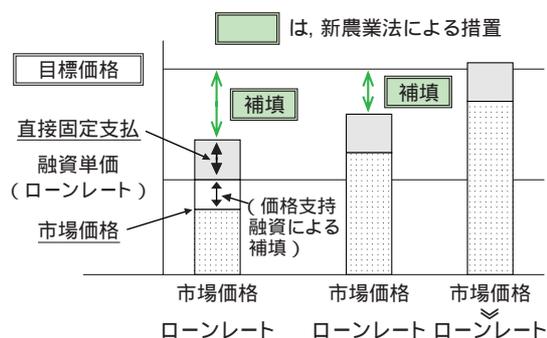
いては、EUは輸入農産物に対する可変課徴金と輸出補助金で域内農業を守り、輸出市場を確保していた。そしてEUは、ウルグアイ・ラウンドを切り抜けるためにCAP（共通農業政策）を改革、域内価格支持（支持価格を下回る場合の買い支え）、生産調整を伴う農家への直接支払い、その他農村開発、輸出補助金等、の政策の組み合わせに変更された。このうち の直接支払いは「青の政策」として、ウルグアイ・ラウンドで削減対象外とされたのである。

ドーハ・ラウンドにおいて米国は、この青の政策と輸出補助金の撤廃を主張したのに対し、EUは03年6月に、直接支払いの大部分を各作物の生産要素と切り離すCAP改革の合意にこぎつけた。これは、EUの直接支払いを青の政策から緑の政策へとシフトすることを可能とするものであり、EUにとって国内支持の削減に対応する余地が生まれた。また同時に、支持価格の引下げも行われた。

一方米国は、交渉の当初国内支持の大幅削減を主張していたが、自らも農業政策を変更する中で新しい事情が生まれてきた。すなわち、2002年農業法は、それ以前の直接固定支払い（緑の政策）、価格支持融資による補てん、の政策を変更して、直接固定支払い、価格変動対応型支払い、

価格支持融資による補てん、の組み合わせによることとし、6年間で約520億ドルの追加予算を決定した（第1図）。新しく設けられた価格変動対応型支払いは生産調整を伴うものではなく、黄の政策に分類さ

第1図 米国2002年農業法



資料 農林水産省「米国の農業政策について」
 (http://www.maff.go.jp/wto/usa_seisaku.pdf)
 (注) この政策は2008年農業法でさらに拡充されたが、基本的な仕組みは変わっていない。

れるべきものであり、こうした保護削減の流れに逆行する政策は、諸外国から厳しい批判的となった。その中で米国は青の政策撤廃の主張を変更し、新たに設けた「価格変動対応型支払い」を「新青の政策」と位置づける方針に転換したのである。

このようなEU・米国双方における事情の変更は、両者の歩み寄りをもたらし、03年8月の米・EU共同ペーパーの公表に至った。そしてその後の国内支持をめぐる交渉は、開発途上国が主張する先進国の国内支持撤廃をめぐる激しい議論が展開された。

現在の議長案では、削減対象とする国内支持の額によって3つの階層に分け、大きい国ほど高い削減率を適用することとなっている。

わが国は米政策の改革により、06年でウルグアイ・ラウンド合意の約束水準の14%にまで超過達成しており問題はないが、米国についてみると、適用する削減率は70%で、145億ドル以下への削減となる。しか

し、この案は米国側が受け入れるかどうか不明であり、また一方、開発途上国側には、米国の国内補助金をさらに大幅に削減すべきとする主張が強い。米国の削減対象国内支持は、穀物価格の上昇で補助金支出が減少したことから06年113億ドル、07年85億ドルと削減目標をすでに大きく下回っているのが現状であり、国内支持の削減は今後も大きな争点となるとみられる。

(3) 輸出規律

輸出補助金等の削減についても、交渉の当初からEU・米国・開発途上国の間で激しい交渉が行われたが、現在の案では、第3表のとおり、輸出補助金削減と輸出信用への規律強化を行うこととされ、収束しつつある。

また、輸出国貿易についても、貿易を歪めるような措置を撤廃するための事項が案に定められた（議長テキスト附属書K）。これは、農産物輸出を独占する国家貿易企業に対する補助金支出や、国内価格より安い価格での輸出は、実質的な輸出補助金になることを踏まえたものである。

(4) 綿花問題

わが国であまり注目されない争点として、米国の綿花への補助金をめぐる問題がある。

02年9月、ブラジルは、米国が巨額の輸出補助金と生産補助金を支出して低価格で綿花を輸出しているのはWTO協定違反であるとして米国を提訴した。WTOのパネ

ルは04年9月（1審）、05年3月（上級委員会）で米国敗訴を決定、その後開かれた米国の実行状況をめぐる遵守パネルでも07年12月（1審）、08年6月（上級委員会）で米国の敗訴が確定している。しかし、これらの決定によっても、米国の綿花政策には大きな変化は生じていない。

綿花問題は開発途上国と米国の対立の中心問題の一つであり、05年香港閣僚会議の宣言でも、先進国の綿花への輸出補助金を06年に撤廃、先進国はドーハ・ラウンド約束の開始当初から後発開発途上国に綿花の無税枠を提供、綿花生産への貿易歪曲的国内補助金は一般のケースより野心的に削減することが盛り込まれていた。

綿花をめぐる対立は、現在もなお交渉の行方を決める大きな要素の一つである。

3 交渉の問題点と課題

このように長い間にわたって行われてきたドーハ・ラウンド交渉を、今の時点で振り返ると、さまざまなことが見えてくる。以下に、交渉の問題点と課題について私見を述べたい。

(1) 暴走する交渉に歯止めを

ウルグアイ・ラウンドは従来の農業交渉と異なり、原則としてすべての非関税措置を関税化し、国内支持・市場アクセス・輸出規律について統一的ルールで削減を行おうとするものであった。その合意に至るまでには当然ながら多くの障害があり、それ

を越えるために、重要な品目に高い関税率を適用することを認めるなどの、柔軟な扱いが行われたのである。

そして、新ラウンドについて定めたWTO農業協定第20条においても、「根本的改革をもたらすように助成および保護を実質的かつ漸進的に削減する」という長期目標を認識しつつ、次に開始する交渉には次のことを考慮するとしている。

削減約束の実施によってその時点までに得られた経験

削減約束が世界の農業貿易に及ぼす影響

非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立するという目標その他前文に規定する目標および関心事項

これらの長期目標を達成するためにさらにいかなる約束が必要であるか

これらすべてのことを踏まえたうえで、各国は合意に至ったのだということを忘れてはならない。

しかし、ドーハ・ラウンドは開始直後から、米国・ケアンズ諸国の猛烈な自由化要求を突きつける舞台となった。その勢いは現在に至るまで弱まることなく続いているが、これは、交渉の暴走と呼ぶべきである。

さらに、交渉においてわが国が置かれてきた立場を振り返ると、この交渉ははたして公正な土俵の上で行われてきたのかという疑問を禁じえない。

わが国はウルグアイ・ラウンドの結果、特例措置適用により開始は遅れたものの米の関税化を行い、関税削減の柔軟性確保を最大の目標として交渉に臨んだ。一方、EUは域内農業保護の手法を削減義務がないと規定される直接支払いに軸足を移し、米国も手厚い国内保護を積み上げ、必要に応じWTOのルールを変えて「新青の政策」を認めさせる等によって、自らの安全地帯を確保しながら交渉を進めている。ウルグアイ・ラウンド以降のルールは、EUや米国の都合に合わせて作られ、変えられてきた面があることは否めない。

相撲の試合だと言われて土俵に上ったところ、いきなりボクシングで攻め立てられているようなものではないか。交渉開始時の理念に立ち返って、このような公正でない交渉の問題点を指摘し、交渉の暴走に歯止めをかけなければならない。

(2) 食料安全保障・環境保護との調和

貿易自由化が極端に進められると、一方では、それに伴うさまざまな弊害が現れてくる。近年の世界的な穀物価格の高騰は、わが国の国民に、将来の食料確保への懸念を募らせたし、現に世界では、自由な農産物貿易が拡大するなかでの深刻な飢餓人口の増加がみられる。また、自由貿易だけを優先させると、その結果、環境に対する負荷が高い経済を生み出す懸念もある。

このようなことを背景に、WTO農業協定は前文において、「改革計画の下における約束が、食糧安全保障、環境保護の必要

その他の非貿易的関心事項に配慮しつつ・行われるべき」としているのである。またWTO協定の一部をなすガット協定第20条は、「この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用することまたは実施することを妨げるものと解してはならない」として、「(b) 人、動物または植物の生命または健康の保護のために必要な措置」「(g) 有限天然資源の保存に関する措置」を掲げている。

重要なことは、WTO協定は他の協定等の上に立つ上位協定ではないということである。ドーハ閣僚宣言は前文において、「我々は、開放的で、差別的でない多角的貿易体制を支え維持するという目的と、環境保護と持続可能な開発の促進のための行動は、相互に支え合うことが可能であり、また、相互に支え合うものでなければならない」としているのも、このようなWTO協定の位置づけを反映したものである。WTO協定は、貿易以外の問題も決定できるものではなく、食料、生命の安全、環境などの問題との調和を図らなければならない。

従来、ガット20条については厳格な解釈が行われてきたのであるが、すでに環境保護措置については、WTOにおいて積極的に取り組む考えが出てきている。

WTOでは設立と同時に「貿易と環境委員会」(CTE)が設置され貿易措置と環境措置の関係を扱ってきているが、さらにドーハ閣僚宣言では、以下の交渉を行うこととされた。

WTO協定と多国間環境協定との関係

多国間環境協定事務局とWTO委員会の間の定期的な情報交換等

環境関連物品・サービスの関税・非関税障壁の削減・撤廃

このように環境保護と貿易の調和については徐々に取組みが具体化してきているが、食料安全保障の問題は、国民の生命維持に関わる食料主権の問題であり、環境保護と同等あるいはそれ以上に重視されなければならない問題である。08年12月、国連人権理事会のドシュッテル食料問題担当特別報告者は、本(09)年3月に同理事会に提出を予定している報告書の中間報告を公表した。^(注3)「ドーハは新たな食料危機を防止できない」とするこの報告は、農産物貿易の自由化が食料に対する権利を侵害することを指摘して、農産物の貿易制度が食料に対する権利などの人権と融和的になるために、各国は食料への権利と両立しないWTO合意は行わず食料権実現の立場を明確にすること、特に開発途上国にとってセーフガード措置は重要であること、各国は、食料安全保障を追求するうえでは貿易への過度な依存を避けること、農産物貿易市場における多国籍企業の力を制御すること、を勧めている。

このように、食料安全保障および環境保護と貿易の調和が図られるよう、WTO交渉の枠組みの見直しが必要である。

(注3) 国連人権理事会(2008)

(3) 「多様な農業の共存」に具体的に
リンクしうる提案・主張

わが国は、「多様な農業の共存」を基本的な哲学として、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを追求する内容での提案・主張を行ってきており、これは、人口増加や食料需給不安化が進む世界情勢の中で、ますます意義を増しているとして評価できる。そして、そのために柔軟・漸進的な関税削減等を求めているが、実際の交渉の場においては、ともするとそれは単なる配慮事項だとする意見に抗しきれない場合も少なくないように思われる。

主張の組み立て方の問題として、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保をいかにして具体的な交渉条件にリンクさせるかは、課題ではないであろうか。一定の多面的機能水準や食料自給水準を前提とすれば農業生産や生産要素としての農地保全がこれだけ必要になり、したがって国境措置や国内支持はこれだけ必要である、という論理に支えられた条件提示が望ましい。

たとえば、現在でも水田の耕作放棄がさまざまな悪影響をもたらしていることに鑑み、現在の水田を多面的機能維持ミニマム水田と位置づけてその維持を宣言し、その水田への作付け(主食用米に限る必要はない)が確保される政策手段を構築することが考えられる。直接支払いはその選択肢の一つであろうが、国境措置も含めてさまざまな政策がありえよう。一見乱暴に見えるかもしれないが、デカップリングであるとしな

がら農業経営に着目して多額の補助金を支出し、国際農産物市場で激しい輸出競争を繰り広げている国の政策と比較すれば、はるかに理にかなったものではないだろうか。

このように具体的な主張を行わなければ、たとえば関税引下げについても、ともすると数字だけを見た攻防に陥りがちなのではないだろうか。

(4) 交渉戦略の見直し・強化

a 交渉スタイルの問題

この交渉の経過を振り返って感じさせられるのは、特に米国やケアンズ諸国の、「攻撃は最大の防御」を地で行く交渉スタイルである。交渉の初期段階で、米国の補助金の問題をとりあげられたのに対し関税の一律25%以下への削減を主張したのがそのよい例である。また、08年夏に交渉が山場を迎えた際の、米国とインド・中国の応酬にも、守るためには攻めるという姿勢が如実に表れている。

わが国が戦後とってきた交渉の手法は、力づくで主張を押し通すのではなく、話し合いで物事を決めるスタイルが主であったと思うし、今後もそうあるべきである。しかし、「声の大きい方に引きずられる」ことがあってはならず、そうした主張にはそれを許さないような反論や提案が不可欠である。

たとえば、輸出規律に関しては現在大きな対立点はないが、輸出補助金以外の輸出信用や国家貿易などは、実質的な輸出補助

金にあたるケースも多く、現在の議長案を認めるとしてもその後の厳格な検証が不可欠である。鈴木宣弘氏と木下順子氏はこの問題をさらに深めて、「輸出補助金相当額」(ESE)の概念を導入して削減の議論をしてはどうかと提案している^(注4)。輸出規律をめぐっては不透明性をめぐいきれないのが現実であり、国内保護をAMSとして総合的に把握するのであれば、実質的な輸出促進措置についてもその結果をESEなどの指標で総体的に把握するのは当然であり、その導入をさらに主張していくべきではないか。

さらに進めて、国内生産に対する輸出の割合が一定以上の国についてはその品目に対する国内補助金支出を禁止し、またはその国からの当該品目の輸入を禁止できるような提案もしてはどうであろうか。

このように、守る主張に偏らず攻める点はとことん攻める交渉スタイルをさらに追求していくことが必要であろう。

(注4) 鈴木・木下(2002), 鈴木(2003) 40~51頁

b どこ連携するのか

ドーハ・ラウンドでわが国は、G10と呼ばれる先進食料輸入国で連携した対応を進め、共同提案の実施や支持を拡大する取り組みを行ってきた。また、農業の多面的機能を重視するEUは、交渉の当初から影響力のある重要な連携相手であった。

しかし現実には、G10は交渉を左右するような影響力を持つに至っていないし、EUは03年8月に米国との歩み寄りを行い、

わが国が現在重要品目数で窮地に陥っても一歩離れて傍観している感がある。振り返れば、03年の米・EU共同ペーパー発表は、ウルグアイ・ラウンドで同じく両者が歩み寄った92年11月のブレアハウス合意を想起させるものであった。

わが国が今後もこれらの国・地域との連携をさらに強化していくことは当然ではあるが、さらに他の国にも連携を広げていくことが望まれる。その相手としては、将来の人口増加が見込まれる中で食料安全保障への理解が深く、また、農業の小規模家族経営が多いという点で、中国・インド・東南アジア諸国があげられる。これらの国は、農業・食料問題でわが国と相互理解を図りやすい面があるし、わが国とこれら諸国の経済はかつてないほど緊密につながりつつある。これらの国と農業問題について共通の認識と相互理解を深め、連携していくことも、大きな課題であると思われる。

おわりに

国際交渉は予断をもって行うことができず、さまざまな偶然の積み重なりから方向性が生まれてくる面も否定できない。しかし、この交渉の経緯を振り返って改めて痛感させられるのは、米国やEUのしたたかな交渉戦略とそれを実現していく強力な戦術である。このような現実を踏まえて、わが国の交渉戦略と戦術を固め直すことが求められる。

また、交渉の結果がどのようなになるにせ

よ、その結果わが国の農業が崩壊を迎えるわけにはいかない。EUは改革が進むCAPで、米国は拡充された農業法でそれぞれの農業を支えていくことになるが、わが国の場合は、交渉のありうる帰結に応じてどのような政策を構築するのか、そのことも含めた検討を充分にしておくことが不可欠である。

本稿執筆中の時点では交渉再開の時期は不透明であるが、交渉は破綻したわけではなく、過去の経緯を見てもわかるように、いずれ本格的な再開をみるであろう。その時のために、改めて過去を振り返り、わが国にとって悔いの残らない交渉とするよう、準備を固めることを望みたい。

なお最後に、最近成立した米国の景気対策法に盛り込まれているバイ・アメリカン条項などの、経済危機に対処する中で生じている保護主義的傾向との関連について述べておきたい。

本稿で指摘したWTO農業交渉の問題点や課題は、農産物貿易ルールをより自由な方向に改革する議論の中で発生したもので

あり、経済対策としての保護主義への回帰を主張するものとは異なるものである。したがって、仮に保護主義の拡大を抑制するためにWTO農業交渉においてわが国が早く譲歩すべしというような主張があるとなれば、それは全般的な外れな議論であるということを示唆しておきたい。

<参考文献>

- ・外務省「WTOドーハ・ラウンドメールマガジン」
- ・国連人権理事会（2008）2008年12月17日付プレスリリース（<http://www.unhchr.ch/hurricane/hurricane.nsf/view01/20C915D527B6903BC125752200398AAD?opendocument>）
- ・鈴木宣弘・木下順子（2002）「輸出国家貿易による『隠れた』輸出補助金効果について」『農林水産政策研究所レビューNo.3』2002年3月
- ・鈴木宣弘（2003）『農のミッション - WTOを超えて - 』全国農業会議所

・WTO関連文献

- 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/index.html>）
- 経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/index.html）
- 財務省ホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/wto/wto.htm>）
- 農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/wto/index.html>）
- WTOホームページ（http://www.wto.org/english/tratop_e/dda_e/dda_e.htm）

（理事研究員 石田信隆・いしだのぶたか）



新鋭機器の使い勝手

ハイビジョン放送，地上デジタル化で美しい映像や様々なデータサービスが楽しめるようになった。携帯電話もワンセグなどの機能が付加され，ハイテクノロジーによる情報流通の拡大，迅速性・利便性の向上を身近なところで実感できる。これらの新鋭機器が多機能化，高度化するに伴い，ユーザー側にとっては便利さが増す一方で操作が複雑になるのは避けられない。操作の解説書，マニュアルの役割が一層重要になりその厚みが増えて，完璧に使いこなすには結構な時間と努力が必要となっている。

高画質のTV録画を楽しもうと2年余り前にハイビジョンレコーダーを買い入れた。画面に映るメニューで簡単に操作できる多くの機能があり，誠に便利なものである。また大容量で機器本体に相当の録画を保存でき，好きな時に直ちに再生できる機動性に感心した。操作解説書は相当に分厚いものであるが，項目を見ると素人にも分かりやすく体系的に整理されている様である。解説書が大部であっても読破できるユーザーが多いと思うが，私の場合は高度なメカニカルなものへの苦手意識があることもあり，その中の録画に必要な箇所のみを読んだに過ぎなかった。

しかし，ある機器に頼ることになる以上は，その解説書，マニュアルによって機器総体の働きや仕組みをしっかりと理解しておくことが大切だと反省させられる出来事があった。数ヶ月前に突然レコーダーの録画機能が言うことを聞いてくれなくなったのである。改めて操作解説書をめくると故障の際の表示と操作方法が多くのケースごとに整理されている。さすがに現代のハイテク機器はあらゆる緊急事態を想定しているのだ，とまたまた感心しつつ調整を試みたが，どうしても動いてくれない。仕方ないので顧客サービスセンターに電話し，先方の指示であれこれ操作したものの埒が明かず，結局数日後に修理担当の人が我が家まで出向いてくれることになった。

「キバン」から替えなくては，と修理の人に言われ，要は機器の最も基礎的な

部分の入れ替えが必要なこと、その際にレコーダー本体の貯めこんだ録画は消失すること(ダビングすれば更に何日もかかる。)とわかって愕然とした。原因は自分の機器の扱いが悪かったのか、こういうケースはよくあるのかと尋ねたところ、機器自体の問題で、稀な故障との答であった。結局今回は修理の早期終了を優先したため、残念ながら大事な録画を消失させざるを得なかった。

一つの機器のために結構な手間暇をかけて貴重な経験ができたが、ハイテクに慣れ親しむのも大変だと嘆きながら色々と考えさせられた。期待の新鋭機器が、機能統合によりその本体で高画質かつ大容量の録画ができるという斬新な魅力を有する一方、本体と録画がいわば運命共同体であることによるリスクも併せ持つようになるという盲点が生じていたのだ。従来型のビデオやDVDレコーダーであれば本体とは別に録画を保存しているため機器本体の故障が直ちに録画に及ぶ訳ではなく、大切な録画を消失することもないのである。

次から次へと出てくる新鋭機種は確かに魅力的ではあるが、高度化のあまりせつかくの有益で多様な働きを持っている機器を十分に使いこなせないとなれば、本人にとっては正直なところ口惜しい思いもするし、社会的にはある意味で資源の無駄遣いにもつながりかねない。近年、携帯電話でも通話機能という最も基本的なものを主体とした機種が出ており、付加価値の追求だけでなくシンプル性にも重きが置かれ始めている。複雑化する新鋭機種に加え、薄手の解説書で足りる簡便な機種が見直されつつあるといえる。統合・システム化による総体としての効率性を重視するか、個々の役割・機能を生かした活力発揮や危険分散を望むか、との重要で難しい命題にも通じる気がするが、いずれにしても両者のバランスをどう見るかということであろう。

レコーダー故障による録画消失回避策は、大事なものはダビング機能を活用して早期に他のDVDに移しておくということであった。レコードやVHS、CDの時代にはこれらを収集整理して楽しんでいたものだが、こういったかつてのゆとりある趣味的活動を思い起こし、まめなDVD保存を心がけている。

((株)農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄・こばやしよしお)

酪農・乳業の現状と展望

酪農経営の悪化と乳業再編

〔要 旨〕

- 1 飼料価格高騰によって酪農経営は悪化しており、乳価が引き上げられた。一方、WTO交渉、FTA交渉が進んでおり、その結果によっては日本の酪農に大きな影響を与える可能性がある。乳業界では、こうした環境変化に対応して再編が進んでいる。
- 2 日本の酪農は、需要増大に対応して戦後急速に発展し、酪農経営も規模拡大が進んだ。しかし、その結果、輸入飼料への依存度が高まり飼料自給率は低下した。さらに、輸入自由化や円高により乳製品輸入が増大し、牛乳の自給率は低下した。
- 3 酪農経営の規模拡大が進むなかで酪農家の数は大きく減少し、一方で「メガファーム」と呼ばれるような大規模経営も現れている。酪農における1戸当たりの販売金額は大きく、酪農では専門的な若い従事者も多くいる。酪農の経費のうち飼料費が4割を占めており、飼料価格の高騰により酪農経営は悪化し、所得は大きく減少している。乳価交渉は難航したが、飲用乳の価格は今年3月より1kg当たり10円引き上げられた。
- 4 日本で生産された生乳の56.5%が牛乳等向けで、42.5%が乳製品向けであるが、近年、牛乳、加工乳の消費量が減少する一方で、発酵乳、チーズの消費量が増大している。チーズではナチュラルチーズが伸びているが、国内生産はプロセスチーズが主体であり、しかもその原料の多くは輸入に依存している。
- 5 世界全体の牛乳生産量は増大しているが、その貿易量は生産量の5.8%と小さく、輸出国は一部の国に限られている。そのため、世界的な需要増大のなかで今後も乳製品の需給が逼迫する可能性がある。欧州を中心に世界的に展開する乳業メーカーが存在するが、そのなかで酪農協系の乳業メーカーも注目される動きを示している。
- 6 牛乳・乳製品は日本の食料において重要な役割を果たしており、今後も日本国内で酪農を維持・発展させることが必要である。そのためには酪農経営を安定させることが必要であり、需給調整や価格安定に果たす政府の役割は今後も重要である。乳価交渉において生産者と乳業メーカーの間では交渉力に差があり、生産者側の交渉力を強める必要がある。日本の酪農・畜産は生産性向上を最優先にしてきたが、今後は自給飼料を増大し、粗放的で環境に配慮した酪農・畜産に再構築していくべきであり、それを支援する政策的枠組みが必要である。

目次

はじめに

1 日本における酪農の発展過程

- (1) 農業基本法以前
- (2) 高度経済成長と酪農振興政策
- (3) 急速に進んだ経営規模拡大
- (4) 輸入飼料への依存
- (5) 乳製品輸入の増大

2 酪農経営の現状

- (1) 酪農経営の概況
- (2) 酪農経営の収支構造
- (3) 飼料価格高騰の酪農経営に対する影響
- (4) 難航した乳価交渉

3 日本の牛乳・乳製品市場の動向

- (1) 生乳の出荷量と用途別処理量

- (2) 牛乳，乳飲料等の需給動向

- (3) 乳製品の需給動向

- (4) 牛乳，乳製品の流通と乳業メーカーの動向

4 世界の乳製品市場の動向

- (1) 主要国の酪農と牛乳，乳製品の生産

- (2) 世界の乳製品貿易の動向

- (3) 世界の乳業メーカー

5 今後の酪農・乳業のあり方

- (1) 日本の食料における酪農・乳業の役割

- (2) 牛乳の需給調整と価格安定

- (3) 乳価決定方法の改革

- (4) 自給飼料の拡大

- (5) 乳製品の国境措置とWTO・FTA交渉

- (6) 牛乳・乳製品市場の成熟化への対応

はじめに

昨年は、国際的な穀物価格高騰や中国製食品の安全性問題などによって食料問題が大きな注目を浴びたが、そのなかで酪農・乳業についても国民の関心が高まった。日本の酪農は乳牛の飼育に必要な飼料の多くを輸入に依存しており、飼料価格の高騰によって酪農経営は危機的状況に陥った。そのため、乳業メーカーが生産者から購入する牛乳（飲用）の価格は、昨年4月に1kg当たり3円引き上げられ、今年の3月からさらに10円引き上げられた。

しかし、少子高齢化や他の飲料との競合等によって飲用乳の消費量は減少傾向にあり、牛乳の価格上昇によって牛乳の消費量がさらに減少することも懸念されている。

また、国際的にはWTO交渉，FTA交渉が進んでおり、その結果によっては日本の牛乳・乳製品市場に大きな影響を与える可能性がある。乳業メーカーはこうした酪農・乳業の環境変化に対応して統合を進めており、乳業界の再編が進んでいる。

本稿は、大きな変革期にある日本の酪農・乳業の現状を整理するとともに、今後の酪農・乳業のあり方を検討する。

1 日本における酪農の発展過程

酪農・乳業の現状を分析する前に、日本における酪農の発展過程を簡単にたどっておきたい。

(1) 農業基本法以前

日本において酪農が本格的に発展したの

は、戦後、特に農業基本法（1961年）以降のことである。

戦前の日本では、牛乳は日常的な飲み物ではなく、40年の牛乳生産量は現在の20分の1の40万トン足らずであった。また、輸送手段や保存施設が未発達であったため、牛乳の流通も地域的に限られたものであり、千葉県、神奈川県、兵庫県などの大都市周辺の酪農が大きな割合を占めていた。

戦後まもなくは食料難のなかで酪農生産も縮小したが、50年には牛乳生産量は37万トンに回復し、55年に97万トン、60年には189万トンに増大した。しかし、当時の酪農は、農家が庭先で1～2頭の乳牛を副業的に飼育するものが多く、搾乳も人力によるものであった。

（注1）石原照敏『乳業と酪農の地域形成』（1979）

（2）高度経済成長と酪農振興政策

日本が高度経済成長を始めるのは50年代半ばであり、日本は55年にGATTに加盟し、その後、貿易・資本の自由化が進められていった。日本経済の開放体制のなかで日本農業の零細性の克服、生産性向上が求められたため、政府は61年に農業基本法を制定し、新しい農業と農業政策の方向を示した。

経済成長に伴う所得上昇によって牛乳・乳製品の消費量増大が予想されたため、酪農は農業基本法における「選択的拡大」部門として位置づけられ、政府による酪農支援策（低利融資、補助金、技術普及等）が実

第1表 日本の酪農業の概況

年	戸数	総頭数	1戸 当たり 頭数	牛乳 生産量	北海道 の割合	1頭 当たり 搾乳量	乳製品 輸入量	牛乳 消費量
	千戸	千頭	頭/戸	千トン	%	kg/ 頭・年	千トン	kg/ 人・年
1960	410	824	2.0	1 887	21.0	4 010	237	22.2
1970	308	1 804	5.9	4 761	24.9	4 398	561	50.1
1980	115	2 091	18.1	6 504	32.5	5 006	1 411	65.3
1990	63	2 058	32.5	8 189	37.4	6 383	2 237	83.2
2000	34	1 764	52.5	8 497	43.0	7 401	3 952	94.2
2007	25	1 592	62.7	8 024	47.7	7 864	4 020	93.3

資料 農林水産省「畜産統計」「牛乳乳製品統計」「食料需給表」
（注）乳製品輸入量は生乳換算。

（注2）
施された。

こうした支援策もあって日本の酪農は飛躍的に成長し、70年には、乳牛飼養頭数180万頭（60年の2.2倍）、牛乳生産量476万トン（同2.5倍）に増大し、さらに80年には、飼養頭数209万頭、生産量650万トンとなった（第1表）。こうして、日本の酪農は、国民の牛乳・乳製品需要の増大に的確に対応してきたということができよう。

（注2）農業基本法以前にも、有畜農家創設特別措置法（53年）、酪農振興法（54年）が制定されており、酪農導入政策が進められていた。また、農業基本法が制定された61年には畜産物価格安定法が制定され、畜産振興事業団（現在の農畜産業振興機構）が設立された。

（3）急速に進んだ経営規模拡大

酪農業全体が成長するなかで、個々の酪農経営の規模も拡大していった。小規模な酪農家が乳牛の飼育をやめる一方で、残った農家が飼養頭数を増やし、1戸当たり飼養頭数は70年に5.9頭、80年には18.1頭となり、現在（07年）では62.7頭に増大している。この過程で酪農家戸数は大きく減少し、60年に410千戸あった酪農家は、80年に115千戸になり、07年では25千戸に減少している。

こうした規模拡大は搾乳作業の機械化によって可能になったものであり、酪農の労働生産性は飛躍的に向上した。また、乳牛の改良・淘汰が進み、一頭当たりの乳量も大きく増大した（07年は7,864kgで60年の約2倍）。

しかし、乳牛の飼養頭数が多くなると糞尿処理が困難になり、周辺住民から苦情が出やすい都市近郊の酪農が縮小して中山間地域のウェイトが高まり、また農地面積が比較的広く飼料基盤のある北海道の割合が増大した。

（4）輸入飼料への依存

日本の酪農は、国内の飼料基盤が不十分なまま輸入飼料に依存して急速に発達したところに大きな特徴があり、酪農の飼料自給率は、70年には49.3%であったが、07年では32.8%（北海道52.9%、都府県14.2%）に低下している。^{（注3）}

都府県の酪農経営では、農地面積が小さいため放牧を行わない酪農経営も多くあり、欧州等で見られるような牧草地で牛が草を食んでいる景観は少ない。また、かつて水田の裏作や転作で飼料作物を生産する「水田酪農」^{（注4）}（稲作と酪農の複合経営）が唱えられたが、酪農の経営規模拡大のなかで酪農と水田農業との関係は薄くなり、稲ワラの飼料・敷料としての利用や水田への家畜糞尿の投入量は減少した。牛は反芻動物であるため、飼料として穀物だけではなく草・サイレージ等の粗飼料を与える必要があるが、80年代後半より乾草などの粗飼料

の輸入も増加している。

（注3）農林水産省生産局「飼料をめぐる情勢」（2009）による。なお、肉用牛繁殖経営の飼料自給率は55.9%であるが、肥育経営では2.3%と低く、また養豚、養鶏の飼料自給率も低いため、畜産全体の飼料自給率は25%（07年）である。

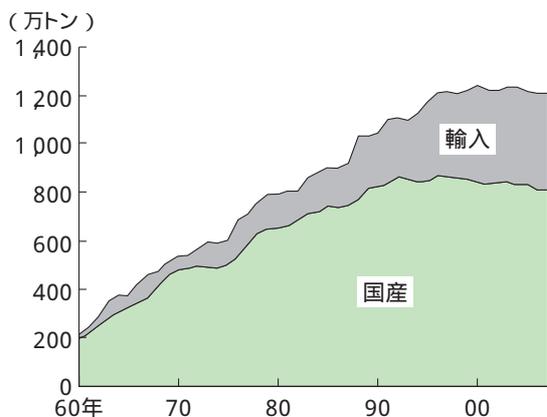
（注4）水田酪農については、和田照男・西谷次郎・小林俊夫「水田酪農経営の展開」（金澤夏樹編著『農業経営の複合化』（1984））にその歴史的展開や事例紹介がある。

（5）乳製品輸入の増大

所得水準の向上とともに牛乳・乳製品需要は大きく増大し、牛乳の一人当たり消費量は60年の22.2kgから80年に65.3kg、07年には93.3kgに増加した。また、この間の人口増加もあったため、07年の牛乳・乳製品の総需要量は60年に比べ5.6倍になっている。このうち飲用乳の消費量は94年をピークに減少に転じているが、乳製品の消費量は順調に増加しており、特に、外食産業、洋菓子、菓子パンの普及・成長によって業務用の乳製品需要が大きく増大した。

乳製品の需要が増大するなかで、乳製品の輸入自由化、関税率低下や、また70年代半ば以降進行した円高により、乳製品の輸入が増大した（輸入の主体はチーズ）。乳製品の輸入量（生乳換算）は、60年24万トン、70年56万トンであったが、80年141万トン、90年224万トンとなり、07年には396万トンになっている（第1図）。その結果、牛乳・乳製品の自給率は、60年では89%であったが、90年には78%に低下し、07年では66%になっている。

第1図 牛乳・乳製品の生産・輸入動向(生乳換算)



資料 農林水産省「食料需給表」

2 酪農経営の現状

(1) 酪農経営の概況

農業センサスによると、05年における酪農家の数は26,306戸であり（北海道8,087戸，都府県18,219戸），1戸当たりの平均飼養頭数（子牛を含む）は56.5頭（北海道93.9頭，都府県39.8頭）である。酪農家の数は小規模層を中心に大きく減少しており，95年から05年の10年間で42%減少した。

酪農家のうち成畜頭数100頭以上の経営体は1,323戸（うち北海道が922戸）で全酪農家の5%であるが，乳牛の飼養頭数では18%を占めている。また，農家以外の農業事業体で酪農を行っている経営体（法人経営等）が535あるが，これらの経営体の1経営当たり飼養頭数は231頭であり，なかには従業員を雇用し千頭以上の乳牛を飼育する「メガファーム」と呼ばれる経営体もある。

乳牛は毎日搾乳をしなくてはならず，ま

た頭数が多くなると兼業では不可能となるため，酪農経営では専門的農家の比率が高く，主業農家の割合が85.8%であり，副業的農家の割合は8.8%に過ぎない。酪農の農業従事者は84千人いるが，65歳未満が71.4%，150日以上農業に従事する者が75.3%を占めており，酪農は他の農業部門に比べると若く専門的な従事者が多い。なお，酪農と水田農業の結びつきが弱まったとはいうものの，都府県では，酪農家の5割が米を生産している。

酪農部門の産出額は7,441億円（06年）であり，1戸当たりの平均産出額は約2,800万円である。農業センサス（05年）によると，2,000万円以上の販売額のある酪農家は56.9%を占め，1,000万円未満の酪農家は22.5%である。また，販売額が1億円以上の酪農家も491戸（北海道246戸，都府県245戸）ある。

酪農家の経営農地面積は平均18.4ha（北海道50.0ha，都府県4.4ha）であり，他の農業部門を大きく上回っている。ただし，北海道では，農地のうち87.5%が牧草地である（都府県の牧草地比率は24.0%）。

（注5）「主業農家」の定義は，「農業所得が主（農家所得のうち50%以上が農業所得）で，65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家」。かつての「専業農家」と「第1種兼業農家」から，農業従事者が高齢者のみの農家を除いた概念である。05年における主業農家の数は429千戸であり，日本の農家全体の15.1%を占めている。

(2) 酪農経営の収支構造

酪農経営の収入のうち牛乳販売収入が全体の90%を占めており，そのほか副産物として子牛や老廃牛の販売収入がある。

一方、経費では飼料費が最大であり、酪農経営の平均では、飼料費が経費全体の40.5%を占めている。次いで労働費(23.2%)が大きく、この二つで63.7%を占める。その他の主な費用は、乳牛償却費(12.6%)、獣医師・医薬品費(3.0%)、農機具費(2.9%)、光熱水・動力費(2.7%)、建物費(2.3%)などである。

酪農で得られる所得は搾乳牛1頭当たり167千円であり、例えば搾乳牛40頭の経営で得られる所得は668万円である(06年の生産費調査による)。規模別にみると、飼養頭数が大きいほど1頭当たりの労働時間が減少するため生産費は低くなっており、この生産費格差が規模拡大を促している。また、規模が大きいほど得られる所得は高く、1日当たりの所得は19頭以下では5,874円であるが、30~49頭では11,886円、100頭以上では26,626円になっている。

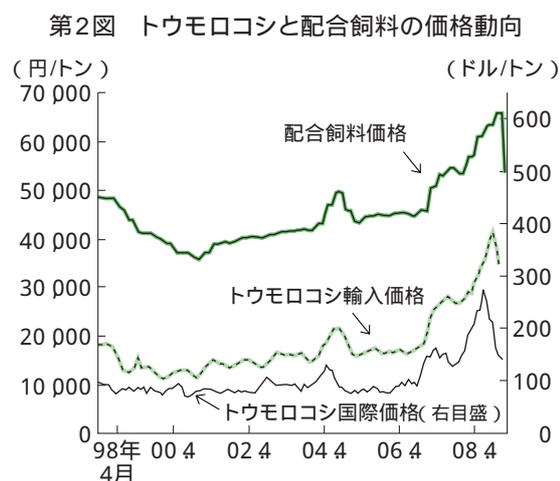
牛乳の生産費は、円高に伴う輸入飼料価格の低下、多頭化に伴う生産性の向上、1頭当たりの乳量の増加、により低下してきた。しかし、日本の酪農は、購入飼料に多く依存していること、労働費や糞尿処理コストが高いこと等のため、乳価は諸外国より高い水準である。

(3) 飼料価格高騰の酪農経営に対する影響

日本の酪農では、トウモロコシ、大豆、カサネ、マイロ、大麦などを混合した配合飼料が多く使われているが、配合飼料の原料(うち約4割はトウモロコシ)のほとんどは

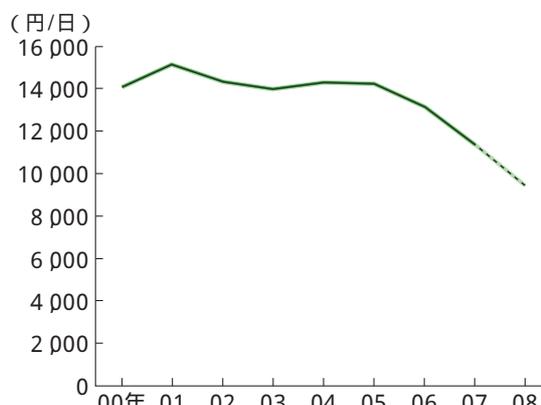
海外(特に米国)からの輸入に依存している。配合飼料が酪農家に供給されるまでには、穀物輸送経費、飼料工場の製造経費、流通経費が加算されるため、配合飼料の単価は原料トウモロコシの単価の約4倍になっている。

畜産経営の安定のため、生産者団体、配合飼料メーカー、政府は配合飼料価格安定基金制度を設けており、国際穀物価格の変動がそのまま飼料価格の変動にならないような仕組みになっている。しかし、穀物価



資料 財務省「貿易統計」、農林水産省「流通飼料価格等実態調査」、シカゴ商品取引所

第3図 酪農経営における1日当たり所得の推移(都府県)



資料 農林水産省「農業経営統計調査(農産物生産費)」
(注) 1日1人当たりの家族労働報酬, 08年は筆者推計。

格や輸送コストの上昇によって配合飼料価格の値上げが避けられなくなり、配合飼料価格はこの2年で約4割上昇した^(注6)(第2図)。生産費に占める飼料費の割合や流通飼料への依存度に差があるため、飼料価格高騰の影響度は地域や経営体によって多少異なるものの、近年の飼料価格高騰は酪農経営を急速に悪化させた(第3図)。

(注6) 昨年末以降の国際穀物価格低下を受けて、配合飼料価格は09年1月に約2割値下げされたが、2年前に比べてまだ高い水準が続いている。

都府県の酪農について、他の費用や乳価が変化しないと仮定して飼料価格上昇の影響を試算してみると、飼料価格が20%上昇すると所得は27%減少し、飼料価格が40%上昇すると所得は55%減少する。現実には、昨年(08年)末において配合飼料価格は2年前に比べて4割上昇しているため、酪農家の所得はこの2年間で半減していると推計できる。

(4) 難航した乳価交渉

酪農経営にとって、生産した牛乳をいくらかで販売できるかということは、経営を左右する最も重要な問題である。その乳価は、乳業メーカーと生産者との価格交渉によって決定されている。牛乳・乳製品の加工・販売については少数の大手乳業メーカーが大きなシェアを有しているが、個々の生産者は小規模で数が多いため、酪農家は農協・酪農協を組織して価格交渉を行っている。

乳価は、生産性の上昇、円高による飼料価格低下、輸入乳製品との競合等によって長い間低下を続けてきたが、飼料価格上昇を受け、昨年(08年)4月に飲用向け生乳価格が30年ぶりに引き上げられた(1kgあたり3円)。その後、飼料価格がさらに上

昇したため、生産者団体はさらなる引き上げを要求したが、飲用乳の消費量が低迷するなかで乳業メーカーは乳価引上げに慎重であり、交渉は難航した。結局、経営悪化で日本の酪農の生産基盤そのものが崩壊することへの懸念から、乳価は今年(09年)3月よりさらに1kg当たり10円引き上げられた^(注7)。

10円の引上げは飼料価格上昇分にほぼ見合ったものであるが、引上げの実施時期が遅れたため、この間にも酪農経営の悪化は進行した。穀物価格の下落を受けて今年に入って配合飼料価格は引き下げられたが、これまでの酪農経営の悪化もあって乳価はすぐには下げられない状況にある。

(注7) 牛乳の生産者価格(乳価)は飲用向けと加工向けでは異なる価格になっており(用途別乳価)、3月からの加工向けの乳価の値上げは4円である。

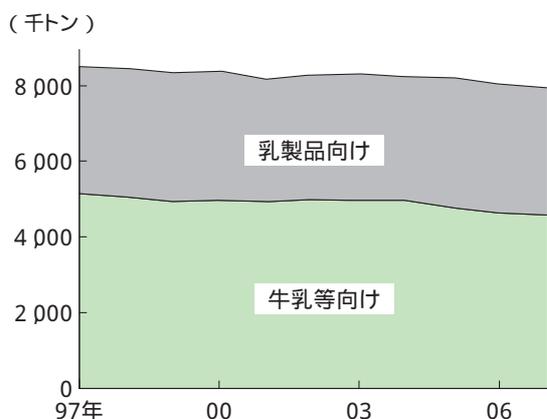
3 日本の牛乳・乳製品市場の動向

(1) 生乳の出荷量と用途別処理量

07年の生乳出荷量は801万トンであり、生乳出荷量は近年減少傾向にある(10年間で7.4%減少)。

生産された生乳のうち56.5%は牛乳等向けであり、42.5%が乳製品向けである^(注8)(第4図)。しかし、北海道と都府県に分けてみると、国内最大の酪農地帯であり生産コストも都府県に比べて低い北海道では生乳の8割強が乳製品に向けられるが、都府県では牛乳等向けの割合が9割弱である。

第4図 生乳の出荷量推移



資料 農林水産省「牛乳乳製品統計」

牛乳等向けの生乳処理量は、牛乳の消費量が減少しているため緩やかな減少が続いているが（10年間で12.3%減少）、乳製品向けの処理量は、近年はほぼ横ばいで推移している。

（注8）「牛乳等」とは、飲用牛乳（加工乳・成分調整牛乳を含む）、乳飲料、発酵乳、乳酸菌飲料。「乳製品」は、れん乳、粉乳、バター、クリーム、チーズ、アイスクリーム等。

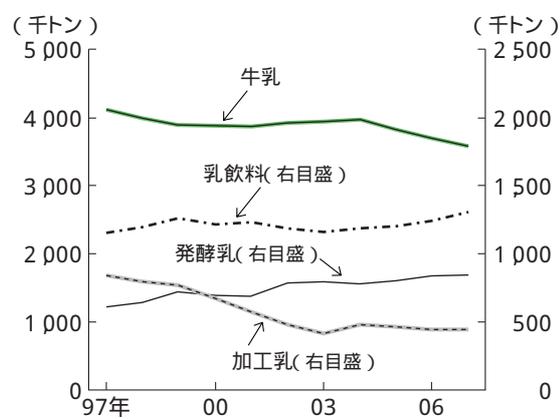
（2）牛乳，乳飲料等の需給動向

牛乳，加工乳の生産量は、03，04年にやや回復がみられたものの、傾向的には減少が続いており、この10年間で牛乳は12.3%、加工乳は46.3%減少した。一方、乳飲料、発酵乳の生産量は増加しており、10年間で乳飲料は12.7%、発酵乳は40.0%増加した（第5図）。

牛乳，加工乳の減少は、少子化により牛乳を多く飲む若年層の人口が減少していること、牛乳と競合する茶系飲料等が拡大していることが主な原因であり、牛乳に対する誤った健康情報なども牛乳の消費量に影響しているものとみられる。

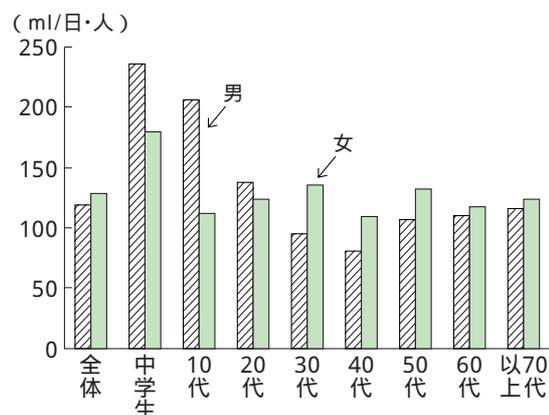
牛乳消費量を年代別，男女別にみると，

第5図 牛乳等の生産量推移



資料 農林水産省「牛乳乳製品統計」

第6図 年代別牛乳消費量(07年)



資料 日本酪農乳業協会「牛乳・乳製品の消費動向に関する調査」

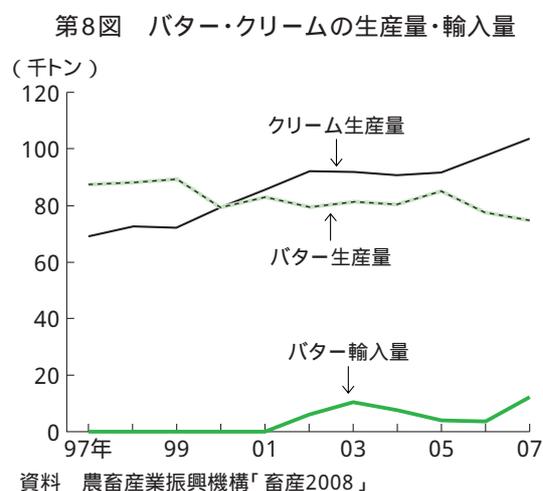
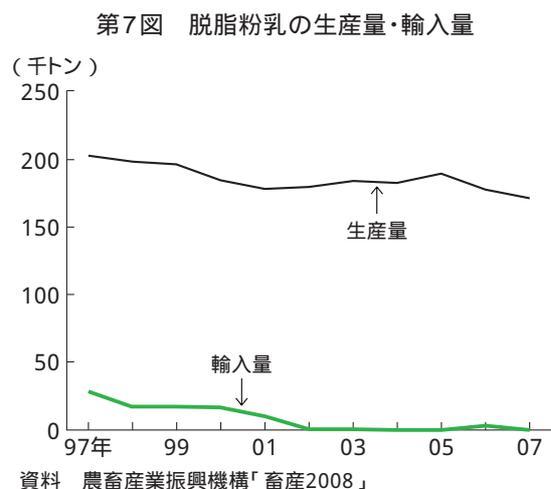
学校給食等により10代，特に中学生の消費量が最も多く，30代と40代の男性が最も少なくなっている（第6図）。30代と40代の男性は勤め人が多く，勤め先や街角の自動販売機，コンビニ等で手軽に入手できる茶系飲料，清涼飲料等を多く利用しているため牛乳の消費量が少ないと考えられる。

（3）乳製品の需給動向

脱脂粉乳は，生乳から脂肪分と水分を除去し粉末状にしたものであり，他の乳製品や食品等の加工原料に広く利用されてい

る。07年の生産量は173千トンであり、生産量は近年ほぼ横ばいで推移している（第7図）。脱脂粉乳は牛乳の需給調整において重要な役割を果たしているため、政府が国家貿易品目として輸入量を管理しており、供給量に占める輸入量の割合は小さい。

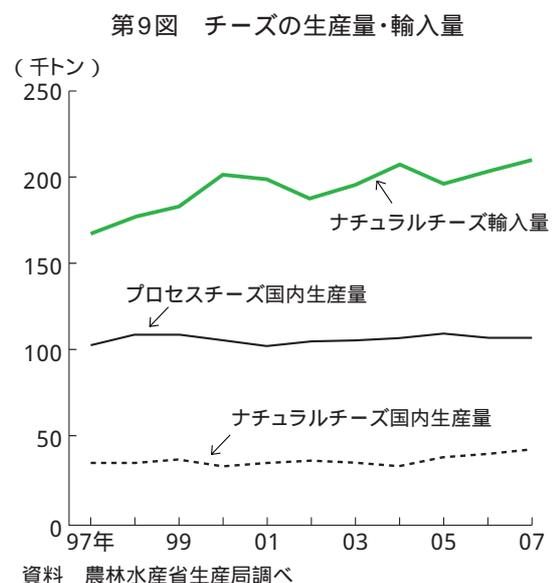
バターは、生乳から脂肪粒を取り出し練圧して固めたものであり、クリームは、脂肪粒を集めた黄白色の液体である。バターは、主に菓子、パン、アイスクリーム等の原料や外食産業等の調理用に多く利用されており、家庭用販売は2割強ほどである。



バターの生産量は80千トン前後で推移している（第8図）。バターも脱脂粉乳と同様に国家貿易品目であり、供給量に占める輸入量の割合は小さいが、07年は国内生産量の減少と国際的な需給の逼迫によりバターが品薄状態となり、輸入量が増加した。クリームは業務用向け需要が好調であるため生産量が伸びている。

チーズは、原料乳のたんぱく質、脂肪などを酵素や乳酸菌などで固め熟成させたものであり（ナチュラルチーズ）、その原料乳、製法、カビの種類等によって様々な種類がある。なお、数種類のナチュラルチーズを混合、加熱溶解し成型したものをプロセスチーズという。チーズの消費量は増加基調が続いているが、国内生産量はそれほど伸びてはならず（第9図）、チーズの消費量に占める国産品の割合は16.4%（07年度）に過ぎない。

なお、このほか乳製品としてれん乳、カゼイン、ホエイ、乳糖、アイスクリームな



どが生産・輸入されている。

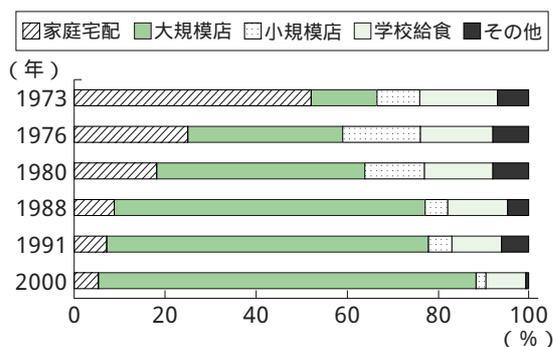
(4) 牛乳，乳製品の流通と乳業メーカーの動向

70年代初頭では，飲用牛乳の流通量のうち家庭宅配の割合が5割以上を占めていたが，その後スーパー等の大規模量販店のシェアが急速に拡大し，現在ではスーパー等（生協，コンビニ等を含む）の割合が8割以上を占めるようになってきている（第10図）。

こうしたなかで量販店等のプライベートブランドが低価格志向で拡大したが，近年では，大手，中小，農協系の各乳業メーカーは，品質の差別化をはかることで独自ブランドのシェアの拡大をはかっており，牛乳市場において低価格商品と品質志向商品の二極化傾向がみられる。

脱脂粉乳の需要量は187千トン（うち国産品184千トン，輸入品3千トン）であるが，このうち自社内加工用が34%を占めており，他乳業メーカー，アイスクリームメーカー向けが30%，発酵乳，乳酸菌飲料メーカー向けが13%，製菓，製パンメーカー向けが6.7%，調理食品向けが6.1%，飲料メ

第10図 飲用牛乳の流通形態の変化



資料 農林水産省調べ(中央酪農会議ホームページ)

ーカー向けが3.7%である。

また，バター^(注9)の需要量90千トン（うち国産品84千トン，輸入品6千トン）のうち，製菓，製パンメーカー向けが34%，小売業向けが23%，外食・ホテル向けが14%，自社内加工用が9.8%，他乳業メーカー，アイスクリームメーカー向けが7.4%である。

チーズの消費量を種類別にみると，近年は消費者の嗜好性の高まりからナチュラルチーズの消費量が伸びており，ナチュラルチーズが消費量全体の6割を占めるようになってきている。しかし，国産チーズの生産はプロセスチーズが中心であるため，ナチュラルチーズについては消費量の9割以上を輸入に依存している。また，国産のプロセスチーズについても，その原料のナチュラルチーズは7割を輸入に依存している。ナチュラルチーズの主な輸入先は，オーストラリア，ニュージーランド，EU，アルゼンチン，米国である。

乳業メーカーにとっては，飲用牛乳部門は消費量の減少に加え利幅も薄いことから，嗜好度の高いチーズ部門に今後の期待をかけている。明治，森永，雪印の大手3社は北海道に建設したナチュラルチーズ工場が昨春より本格稼働しており，中小のメーカーも新商品の開発に取り組んでいる。しかし，近年の乳製品の国際相場の急騰にみられるように，今後もチーズ等の原料調達には不安定な状況が続く見込みである。

こうしたなかで，大手乳業メーカーは相次いでグループ内の製菓会社，乳業会社との経営統合を打ち出しており，重複部門の

合理化，連携の強化等を進めることで競争力，経営体力を強化しようとしている。

(注9) 脱脂粉乳，バター の需要内訳は，農畜産業振興機構「乳製品の流通実態調査」(06年度)による。

4 世界の乳製品市場の動向

(1) 主要国の酪農と牛乳，乳製品の生産

世界の牛乳生産量は556百万トン(06年)であり，そのうち欧州が209百万トンと最も大きく，以下，南北アメリカ160百万トン，アジア136百万トン，オセアニア26百万トン，アフリカ25百万トンであり，国別では，米国，インド，中国，ロシアの順となっている(注10)(第2表)。FAOは世界の生乳生産量は今後も増加が続くと予想しており，特に中国，インドでの生産増加が見込まれ，またオセアニア地域の生産量が干ばつ被害から回復し，EUもミルククォータ制度廃止に向け段階的に増産する見込みである。

牛乳・乳製品の国・地域別生産量をみると，飲用乳はEU，米国の生産量が大きく，また巨大な人口を抱える中国，インドの生産量も大きい。バターはインド，EU，米国，ニュージーランド，チーズはEU，米国の生産量が大きく，脱脂粉乳はEU，米国，ニュージーランド，全粉乳はEU，ニュージーランド，アルゼンチンが主要生産国である。

(注10) 水牛を含めると，インドの生産量が世界最大である。

(2) 世界の乳製品貿易の動向

FAOによると，08年の世界の乳製品輸出量は40.4百万トン(生乳換算)であるが，これは世界の牛乳生産量(水牛乳を含む)の5.8%に過ぎず，世界の牛乳・乳製品市場は，薄いと言われる穀物市場よりもさらに薄いマーケットである(注11)。

品目別の状況をみると(第3表)，バターについてはEUが最大の輸出地域でありかつ最大の輸入地域になっているが，これ

はEUでは域内貿易が多いためである。バターの世界市場における実質的な主要輸出国はニュージーランド，オーストラリアであり，一

第2表 主要国の酪農と乳製品生産量

	酪農家戸数	乳牛頭数	牛乳生産量	1頭当たり年間搾乳量	飲用乳等	バター	チーズ	脱脂粉乳	全粉乳
	戸	千頭	千トン	kg	千トン	千トン	千トン	千トン	千トン
EU(27か国)	808,191	21,632	148,369	6,250	33,638	2,022	8,141	1,159	800
ロシア	...	9,218	31,186	3,120	...	290	405	110	90
米国	74,980	9,112	82,463	9,050	25,027	657	4,325	686	14
カナダ	...	1,040	8,100	...	2,729	79	359	72	...
アルゼンチン	...	2,300	10,493	...	1,692	47	466	29	215
オーストラリア	8,844	1,985	10,250	5,034	2,160	134	360	215	139
ニュージーランド	11,630	3,832	15,332	3,513	...	410	340	350	650
日本	26,600	1,046	8,133	7,109	4,269	81	125	181	14
中国	...	12,161	32,248	100	275
インド	...	83,120	41,000	2,855	...	147	...
世界計	555,704	8,537	18,716	3,249	2,876

資料 IDF the World Dairy Situation 2007, FAOSTAT

(注) 1 生乳生産量には水牛を含まない。
2 データは06年，ただし斜字は05年。

方、ロシアが最大の輸入国である。

脱脂粉乳は、ニュージーランド、米国、オーストラリア、EUが主要輸出国であり、輸入国はメキシコ、フィリピン、インドネシア、中国などである。また、全粉乳は、ニュージーランド、EU、アルゼンチン、オーストラリアが主要輸出国であり、輸入国はアルジェリア、中国、インドネシアなどである。

チーズは、EUが最大の輸出地域であり、ニュージーランド、オーストラリアが主要供給国である。主な輸入国は、EU諸国、ロシア、日本、米国などであり、近年は石

油産出国、経済新興国の輸入が増えている。

このように、世界の乳製品貿易市場において、供給側はニュージーランド、EU、米国、オーストラリア、アルゼンチンなどに限られており、一方で、アジア、アフリカの経済新興国、石油産出国を中心に需要量が大きく増大しているため、今後も乳製品の需給が逼迫する事態が起きる可能性が強く、相場も不安定な状況が続くものと予想される。

今後の世界の乳製品需給において鍵を握ると考えられる中国についてみると、

第3表 乳製品の国別貿易量(06年)

(単位 千トン)

バター				脱脂粉乳			
輸出		輸入		輸出		輸入	
EU(27か国)	872	EU(27か国)	875	EU(27か国)	609	EU(27か国)	535
オランダ	172	ドイツ	176	ドイツ	148	オランダ	165
ベルギー	134	フランス	161	ポーランド	87	イタリア	93
アイルランド	133	イギリス	144	フランス	81	スペイン	53
ドイツ	79	ロシア	112	ベルギー	62	ドイツ	49
フランス	63	メキシコ	49	オランダ	48	メキシコ	111
デンマーク	62	イラン	36	ニュージーランド	316	フィリピン	110
イギリス	36	モロッコ	36	米国	287	インドネシア	86
スペイン	35	中国	30	オーストラリア	184	中国	82
ニュージーランド	391	米国	25	ウクライナ	64	アルジェリア	68
オーストラリア	78	エジプト	17	ベラルーシ	54	サウジアラビア	53
米国	9	日本	5	インド	30	日本	32
その他	149	その他	300	その他	137	その他	528
世界計	1 499	世界計	1 485	世界計	1 681	世界計	1 605

チーズ				全粉乳			
輸出		輸入		輸出		輸入	
EU(27か国)	3 214	EU(27か国)	2 602	EU(27か国)	727	EU(27か国)	300
ドイツ	808	ドイツ	499	オランダ	150	オランダ	77
オランダ	582	イタリア	385	フランス	99	ベルギー	55
フランス	566	イギリス	365	ベルギー	94	ドイツ	42
デンマーク	241	ベルギー	258	アイルランド	80	イギリス	22
イタリア	205	フランス	227	デンマーク	75	スペイン	21
アイルランド	139	オランダ	170	イギリス	58	フランス	15
ベルギー	136	スペイン	151	ドイツ	56	イタリア	13
イギリス	101	ロシア	202	ニュージーランド	645	アルジェリア	182
ニュージーランド	273	日本	200	アルゼンチン	213	中国	103
オーストラリア	210	米国	171	オーストラリア	169	インドネシア	84
ベラルーシ	83	メキシコ	64	ベラルーシ	29	サウジアラビア	75
米国	71	オーストラリア	56	米国	15	ベネゼーラ	61
その他	457	その他	644	その他	355	その他	1,158
世界計	4 308	世界計	3 939	世界計	2,153	世界計	1 963

資料 FAOSTAT

中国の牛乳・乳製品の消費量は急速に増大しており、消費量の伸び率は年率10%を超えている。ただし、中国の牛乳・乳製品の消費はまだ都市部が中心であり、またバター、チーズの消費は限定的である。中国は乳製品を大量に輸入しているものの（主な輸入品目は脱脂粉乳、全粉乳、ホエイ）、中国国内の牛乳生産も、政府の強力な支援によって内モンゴル、黒龍江省などを中心に急成長しているため、中国の牛乳の自給率は9割を超えている。^(注12)

（注11）長谷川敦「世界の牛乳乳製品需給」『畜産の情報』（2009.2）

（注12）中国の酪農の現状については、長谷川敦・谷口清・石丸雄一郎「急速に発展する中国の酪農・乳業」、『畜産の情報』2007.3）、北倉公彦・孔麗「中国における酪農・乳業の現状とその振興」、『北海学園大学経済論集』2007.3）

（3）世界の乳業メーカー

世界の代表的な乳業メーカーとして、スイスのネスレ（07年売上高720億ユーロ）、フランスのダノン（同128億ユーロ）、ラクタリス（同96億ユーロ）などがあるが、注目されるのは酪農協系の乳業メーカーであり、EUではデンマークのアルラフーズ（同62億ユーロ）、オランダのフリースランド（同51億ユーロ）、カンピーナ（同40億ユーロ）、またニュージーランドのフォンテラ（同55億ユーロ）など、世界のトップレベルのメーカーも多い。

アルラフーズは、デンマークとスウェーデンの酪農協が2000年に合併して発足した組合員約9千人の乳業メーカーであり、両国のほかイギリス、フィンランド等からも集乳を行っている。その集乳量は07年にお

いて840万トンと日本の牛乳総生産量を上回る規模であり、世界の主要各国に営業拠点や工場を持つグローバル企業に成長している。組織機構は地区会議、総代会、理事会、執行役員会からなり、組合員はこうした組織を通じてその意思を経営に反映させており、利益は利用配当という形で生乳の出荷量に応じて分配されている。

5 今後の酪農・乳業のあり方

（1）日本の食料における酪農・乳業の役割

日本人はカルシウムの3割、たんぱく質・脂質の1割を牛乳から摂取しており、牛乳は日本の食生活に欠かすことのできない重要な食品になっている。牛乳はパン食の際に飲料として飲むだけではなく、ケーキ、パン、菓子、アイスクリーム、ピザなど様々な食品に乳製品が使われており、家庭料理にも牛乳、バターは広く使われている。その意味で、牛乳は小麦、砂糖と同様に重要な基礎的食品であり、国民の牛乳・乳製品に対する需要は今後も根強く続いていくと考えられる。

その需要をすべて輸入品でまかなうのは不可能であり、飲用乳は鮮度が重要であるため国内生産が必要であるし、需給調整のためにも乳製品をすべて輸入に依存することはできない。中国製乳製品のメラミン混入事件で明らかになったように、食料を海外に多く依存することはリスクが大きく、食品はなるべく近い距離から調達したほう

がリスクに対する迅速な対応が可能で安心感もある。日本の食料安全保障という観点からも日本国内で酪農を維持・発展させることが必要であり、日本の酪農・乳業は今後も日本の食料供給のなかで重要な役割を果たしていくであろう。

(2) 牛乳の需給調整と価格安定

国内で酪農を維持していくためには、酪農経営で安定した所得が得られるような環境を整備する必要がある。年1回の収穫である穀物とは異なり、乳牛は毎日搾乳が必要であるが、牛乳は長期保存ができない。また、需要が上向き夏場に牛乳の生産量が落ちるといった季節変動もあるため、牛乳は需給調整が必要になる。しかし、牛乳の需給調整を市場のみに委ねると需給の不均衡により価格が不安定になるため、これまで様々な需給調整の仕組みが工夫されてきた。

例えば、EUではミルククォータ制度により供給量の管理を行っており、関税等により輸入管理も行っている。また、共通農業政策(CAP)のなかで乳製品の介入価格を設けており、酪農生産者に対する直接支払いも実施している。また、米国では、ミルクマーケティングオーダーによって需給調整と乳価安定^(注13)を行っている。

日本においても、生産者団体による「計画生産」を実施しており、加工向けの牛乳については、かつては不足払い制度のもと政府が行政価格(基準取引価格、保証価格、安定指標価格)を提示し、保証価格と取引

価格との差額を補填(不足払い)していた。ただし、01年度よりこの不足払い制度は廃止され、現在は加工原料乳価格も生産者団体と乳業メーカーの相対取引で決定され、政府が生産者に加工原料乳補給金を支給している。

WTO体制のなかで、EUがミルククォータの廃止(2015年)を決定するなど酪農制度を改革する動きもみられるが、米国、EUは牛乳・乳製品の価格支持をやめたわけではなく、米国では最低支持価格を設けており、EUも介入価格を維持していることを理解すべきであり、牛乳の需給調整や価格決定については、すべて市場に委ねるべきではなく、今後も政府の役割が重要である。

(注13)牛乳の需給調整については、やや古いが小林康平『牛乳の価格と需給調整』(1983)が包括的かつ詳細に論じている。EUの酪農制度については、生源寺真一『現代農業政策の経済分析』(1998)、村田武「EUの農政改革と酪農問題」(『戦後ドイツとEUの農業政策』2006)、米国の制度については、鈴木宣弘「北米の酪農及び酪農政策の展望」(『農業経済研究』2002.9)参照。

(3) 乳価決定方法の改革

昨年の乳価交渉で明らかになったように、日本の酪農家、生産者団体の乳業メーカーに対する交渉力は弱い。生産者が生産費に見合った価格を要求するのは当然のことであり、コスト割れで国内の酪農家が疲弊してしまつては日本の乳業界全体が健全に発展することができず、酪農家が十分な所得を確保できるような乳価を実現する必要がある。

特に、飲用乳については、販売する量販

店が価格決定の主導権を握っているような構造があり、量販店では牛乳が「安売り商品」「目玉商品」として使われている。生産者が生産費に見合った正当な乳価を確保するためには、こうした流通構造を改革していくことが必要である。^(注14)

なお、日本の乳価が他国の乳価に比べて高いのは、日本の土地条件等からやむをえない面があるが、高コストの大きな要因となっている飼料価格や流通経費について^(注15)は、まだ改善の余地はあろう。

(注14) 矢坂雅充「乳価形成をめぐる諸問題と改革の方向性」(『都市問題』2009.1)。

(注15) 日本の酪農の高コスト構造の要因として、行政による過度の法規制と補助金があるとの指摘もある(荒木和秋「飼料高騰にみる酪農危機の構造」『都市問題』2009.1)。

(4) 自給飼料の拡大

ここ2年ほどの飼料価格高騰は、輸入飼料に依存している日本の畜産業の問題点を浮き彫りにした。日本の酪農は生産性向上を最優先の課題とし輸入飼料に依存しながら急速な拡大を遂げたが、そのことが食料自給率を引き下げ糞尿処理の問題も引き起こした。こうした戦後の酪農政策を反省し、政策体系を再構築する必要がある。

日本の畜産における自給飼料基盤拡充の必要性については以前から指摘されてきたが^(注16)、乳量増大、生産性向上が求められるなかで、酪農家は栄養分が豊富で安定確保が可能な配合飼料に多く依存してきた。

しかし、BSEや輸入稲ワラの問題によって明らかになったように、輸入飼料に依存した場合のリスクも大きい。また、糞尿を

有機質肥料として土壤に還元し、その土壤で生育した作物を畜産の飼料とすることは、休耕田の有効活用、農業の資源循環という観点からも望ましい^(注17)。日本の畜産業の健全な発展のためには、林間放牧や水田の休耕田を活用した飼料イネ生産をさらに拡大すべきであろう。稲のホールクロップサイレージは、6,300ha(07年)まで拡大してきたが、これは転作面積のごく一部に過ぎず、さらなる拡大の余地がある。そのためには飼料稲を生産する農家に助成金を支給するなどのインセンティブを与えることが必要であり、その点で、粗放的で環境に配慮した酪農経営に対して助成金を支給しているEUやスイスの農業政策が参考になるであろう。

(注16) 吉田寛一・水間豊編著『日本畜産と飼料の自給』(1977)、梶井功編『畜産経営と土地利用』(1982)

(注17) 清水徹朗「畜産環境問題の現状と課題」(『農林金融』1999.9)

(5) 乳製品の国境措置とWTO・FTA交渉

戦後の貿易自由化政策のもとで、早い段階からナチュラルチーズ、乳糖、カゼインの輸入自由化が行われ、さらに、89年にプロセスチーズ、90年にアイスクリーム、ホイップドクリーム、フローズンヨーグルトの輸入が自由化された。さらに、牛乳の需給調整にとって最も重要である脱脂粉乳、バターについても、94年に合意したウルグアイラウンドで輸入割当制が廃止され(関税割当制度導入)、他の乳製品の関税率も低下した。

現在のドーハラウンドは、交渉が開始されてから既に9年が経過しているが、まだ合意の見通しが立たない状況が続いている。現在の交渉では、重要品目をどの程度確保できるかが日本農業にとっての重要な焦点になっているが、乳製品が一般品目になった場合には、関税率は現行水準より5割以上削減され、重要品目になったとしても関税率の低下は避けられない。WTO交渉の結果は、日本の牛乳・乳製品市場に大きな影響を与える可能性があり、日本の食料生産基盤を揺るがすような合意はすべきでないし、もし影響が出るような合意が避けられなくなった場合には、補填措置が必要になるであろう。

また、昨年より豪州とのFTA交渉が始まり、豪州側は日本に対して乳製品の国境措置撤廃・削減も含めた要求を行っているが、豪州とのFTAで農産物の関税を撤廃した場合の日本農業への影響は甚大であり、豪州側が日本の食料の置かれた状況を理解し譲歩をしない限り豪州とのFTAの合意は困難であろう。^(注18)

(注18) 清水徹朗「日豪FTAの可能性」(進藤栄一・豊田隆・鈴木宣弘編『農が拓く東アジア共同体』2007)。

(6) 牛乳・乳製品市場の成熟化への対応
日本の牛乳消費量は戦後急成長したが、牛乳・乳製品の消費市場はまだ十分成熟したものになっていない。酪農先進地である欧州では、地域ごとに多様な乳製品が生産されており、豊かな食文化を形成している。

また、環境に配慮した家畜の飼育方法や家畜福祉の考え方が導入されており、政策的にもそれを推し進めるような助成金体系を設けている。

これまで日本の酪農、畜産業は生産性向上を追い求めてきたが、資源循環や家畜福祉の観点から再検討が必要であり、日本の酪農・畜産は、消費者とともに今後のあり方を考える時期に来ているといえよう。^(注19)

また、今後、日本でも、牛乳・乳製品の本物志向、ブランド志向が強まっていくと考えられ、飼育方法、飼料など原料の牛乳にこだわった健康でおいしいチーズ、バター、ヨーグルトを提供していくことが酪農・乳業界の大きな課題であり、そのことは飲用乳についてもいえることであろう。

(注19) 増井和夫「時代がめざす畜産の構築へ - 畜産政策をどう考えるか -」(日本農業年報46『新基本法 - その方向と課題』2000)。なお、日本における酪農発展の基礎を築いた黒沢西蔵は、「酪農において乳牛を飼うのは乳を搾ることを全目的にするべきではなく、土地を肥培し、健土、健民の実をあげるために乳牛を飼育するのである」と主張していたという(桜井豊『酪農政策論』)。

<参考文献>

- ・桜井豊(1971)『酪農政策論』農山漁村文化協会
- ・中原准一(2000)「牛乳における価格政策の改編と所得政策」(村田武・三島徳三編『農政転換と価格・所得政策』筑波書房)
- ・平井正文(1983)『現代日本の畜産政策』民衆社
- ・本郷秀毅(1995)「酪農品の国際需給と日本酪農」(佐伯尚美・生源寺真一編著『酪農生産の基礎構造』農林統計協会)
- ・酪農経済通信社(2008)『酪農経済年鑑(2009年版)』

(基礎研究部副部長 清水徹朗・しみずてつろう
主席研究員 本田敏裕・ほんだとしひろ)



米緊急対策以降のコメ政策の動向

備蓄運営を中心に

はじめに

コメ政策は、2007年度より米政策改革の第二ステージとして「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」への移行・定着を目指して施策が展開されてきた。

しかし、07年7月の参議院選挙の結果や、平成19年産の米価下落等を背景に07年10月に米緊急対策が打ち出され、07年秋以降コメ政策における施策の運用の見直しが行われている。

その特徴は、第一に食糧法では不足の状態に備えた備蓄運営のために行うこととされている政府買入を、事実上価格支持のために用いたことである。第二には、生産調整のコントロールの強化や未達成に対するペナルティの示唆等、生産調整の実効性確保のために強制力を強めた手法が用いられていることである。

以下では、07年秋以降のコメ政策に関する施策の動きをフォローしたうえで、政府買入に関わる、政府の備蓄運営に焦点をあてて動向を整理することとしたい。

1 米政策改革第二ステージの枠組み

まず、07年度から始まった、見直しが行われる前の「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」の枠組みについて簡単に整理しておく。

「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」とは「米政策改革大綱基本要綱」（03年7月4日制定、06年11月9日一部改正）において、「在庫状況等を基礎に算定される客観的な需要予測に基づき、農業者・農業者団体が主体的に地域の販売戦略により需要に応じた生産を行う姿」とされている。

具体的な施策を米の価格、収入にかかる政策という視点で整理すると、生産調整への参加メリット（産地づくり交付金等）を前提とした農業者・農業者団体が主体的に行う事前の供給量の調整および、豊作により過剰米が発生した場合の過剰米の隔離（集荷円滑化対策）という量的な調整によって価格の維持を図り、それでも価格が下落した場合には、生産調整参加者に対して財政支出による補てん措置（収入減少影響緩和対策、稲作構造改革促進交付金）を行う、というポリシーミックスとして制度

が設計されていた。あくまで、農業者・農業者団体が主体的に取り組むことが前提とされ、国の役割はそれを“支援”することであるとされ、政府米の売買による需給調整は想定されていない。^(注1)

しかし、「はじめに」で示した状況のもとで、以下のように政府買入を含むコメ政策の施策の運用の見直しが07年秋以降行われることとなった。

(注1) 詳しくは小針(2008)

2 米緊急対策以降の コメ政策の動き

コメ政策の施策の運用の見直しは、具体的には、07年10月29日に発表された「米緊急対策」(農林水産省)と、12月21日に発表された「農政改革三対策の着実な推進について」(農政改革三対策緊急検討本部決定)にもとづいて行われた。

まず、米緊急対策にもとづき平成19年産米価の価格安定を図るため、平成19年産米の買入と、原則として古米を対象とする政府米の販売抑制、および緊急米価安定支援対策(生産出荷団体が自主的な取組みとして行う平成18年産の販売残相当量の飼料処理に対し一定の助成を行う)が措置された。

このうち、政府買入は、07年11月28日から12月7日にかけて行われ、34万トン(約800億円)が買い入れられた。^(注2)

また、政府米の販売抑制は07年11月の契約から当面の間とされた。需給環境の違

いがあるため、単純な比較はできないものの、07年10月までの平成16年産の政府米の販売量は30万6,236トンだった。政府米の販売抑制による市場への供給量の減少が、主食用米の需給環境に与えた影響も無視できない大きさがあったとみられる。^(注3)

ただし、政府米の販売抑制は08年6月から一部解除され、「試行販売」が行われている。農林水産省のプレスリリースでは、販売再開の理由として、販売業者の中からは、一部の銘柄について不足感が生じつつあるとの意見が出ていたこと、卸売業者間の取引で、価格の上昇もみられたこと等をあげている。また、コメ価格形成センターへの上場がほとんどなく、センター価格により需給状況を判断することが出来ない状況にあるとして、特例的に当年産にあたる平成19年産米の販売も行った。^(注4) この「試行販売」により、平成19年産米が3万8,100トン、平成17年産については09年1月27日までの累積で10万9,010トン、計14万7,290トンが契約されている。

また、このような政府米の買入・販売抑制による直接的な需給調整に加えて、平成20年産以降の生産調整・集荷円滑化対策についても当初の制度設計の目的とは異なる形で運用の見直しが行われた。

まず、07年12月21日の「当面の生産調整の進め方について」(農政改革三対策緊急検討本部決定)をもとに、平成20年産米における生産調整の取組みが強化された。その内容は、全国水田農業推進協議会による「生産調整目標達成のための合意書」の締結

や、目標達成に向けたコントロールの強化、生産調整未実施に対するペナルティ等、農業者に対する生産調整参加への強制力を強めることで実効性の確保を図るものとなっている。

さらに、平成20年産の出来秋には、作況が全国で102となり、ポリシーミックスのひとつである集荷円滑化対策が発動されることとなったが、その区分出荷米についても、特例として政府が実勢価格で買い入れることとした。

そもそも、集荷円滑化対策は豊作の際に、農業者が自己責任の考え方に沿って処理することを基本として、豊作による過剰米を出来秋の段階に市場から隔離する取組みを実施し、供給過剰に伴う米価の下落を防止する仕組みである^(注5)（区分出荷された米には、短期の無利子融資（3,000円/60kg）と生産者の抛出にもとづく支援金（4,000円/60kg）、合計で7,000円が支払われることとされている）。

しかし、加入者は豊作分を区分出荷して7,000円/60kgしか保証されないのに対し、対策未加入者は、生産調整をしない上に、豊作分を含めてすべて主食用として販売していることから、強い不公平感が生じていると考えられること、政府買入は備蓄運営に限定されているけれども、適正備蓄水準（100万トン）を念頭に置けば、10万トン程度の政府買入が行える状況にあること、この2つの理由により、特例として区分出荷米を政府が実勢価格で買い入れることとし、抛出金についても生産者に対し返還することとされたのである^(注6)。

09年1月23日付の入札公告によると、買入枠は10万805トンとなっている。区分出荷米のほぼ全量が政府米として買い入れられる見込みである。

以上、07年秋以降の施策の見直しの動きを整理してきた。

このように、07年秋以降のコメ政策は、当初の「農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム」としての制度設計とは異なり、政府買入や販売抑制が価格支持の手段として用いられている。また、集荷円滑化対策の特例措置にみられるように、自己責任のもとに処理するとされた豊作による過剰米についても、制度の目的・趣旨とは異なる形で政府買入が行われている。

これら施策の評価については、さまざまな見方があるとみられるが、施策に伴う副作用や、施策同士の整合性についての分析・検討が十分になされていたとはいえない。その結果として、現状のコメ政策は政策全体の枠組み、市場からのシグナル、政策の目的・メッセージ、いずれもが不明瞭でわかりにくい状況になっているとみられる。

また、生産調整を実施しているもとでのこうした政府買入が生産調整不参加者により大きなメリットを与えることになり、そのことが生産調整の実効性確保のための強制力の強化にも結びついていることを指摘しておきたい^(注7)。

ところで、このような政府買入や販売抑制のあり方は、食糧法の観点からも問題なしとしない。食糧法では、政府買入は、あ

くまで不足の状態に備えた備蓄運営のために行うものとされており、価格支持のための手段ではないからである。

以下では、あらためて現在のコメ政策における備蓄の位置づけと政府買入の関係を検討してみたい。

(注2) 実際の財政負担は、新たに発生する保管料や将来の売却時の差損となる。

(注3) 例えば、食糧部会(09年11月28日)において流通サイドの委員が「緊急対策が出てから売却の停止期間があったり、またその後は制限的な売却ということになって、販売をしている流通にしてみるとお客様のニーズにこたえられないということで大変死活問題につながってきているところもございませう」と発言している。

(注4) 08年5月27日農林水産省プレスリリース。

(注5) 具体的には、米穀安定供給確保支援機構を実施主体として、生産者の抛出(1,500円/10a)と国からの無利子貸付により過剰米対策基金を造成する。10月15日現在の全国の作況が101以上となった場合に対策が発動され、過剰分を区分出荷する。過剰米の融資の単価は、生産者が過剰の状態を認識できるように、過剰米の価値に見合ったものとするとしている。融資の償還は、金銭によるもののほか、貸付対象米穀の引渡し(現物弁済)も可能である。区分出荷米の販売は、飼料用や米粉用といった主食用、加工用以外の用途に限定される。

なお、集荷円滑化対策への抛出を行わなければ、産地づくり交付金等の交付を受けることができない。また、対策が発動された際に区分出荷を行わない場合は、その数量が翌年の生産目標数量から削減される。

(注6) 総合食料局通知による。

(注7) 不公平感を増幅しない価格下落への対応としては、生産調整参加者に対する補てんを拡充することがあげられる。詳しくは小針(2008)

3 コメ政策における政府備蓄と政府買入の位置づけ

まず、食糧法における政府備蓄と政府買入の関係について整理しておく。

95年11月に施行された食糧法では、第3

条に「米穀の備蓄」は「米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう」としている^(注8)。そして、政府の米穀の買入れは、第29条において「備蓄の円滑な運営」に限定されている。

さらに、運営の方式について、米政策改革大綱基本要綱では「米の政府買入れについては、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る」としている。「回転備蓄」とは、主食用価格で買入れ、数年保管した後に“主食用”として販売する方式のことをいう。一方で、出来秋に主食用価格で買入れ、数年保管してから“非主食用(飼料用等)”として販売することを「棚上備蓄」という。主食用として売却するこの「回転備蓄」を採用する理由としては、非主食用として売却する「棚上備蓄」より財政負担がより小さく、経済的であることがあげられて^(注9)いる。

また、備蓄数量の水準は、95年の食糧法施行当時においては150万トンの確保を基本とし、一定の幅(プラスマイナス50万トン)をもって運用することとされたが、99年12月の「備蓄運営研究会報告」では、適正備蓄水準を100万トンとし、上下の幅はもたせないこととした。この100万トンの根拠としては「10年に一度の不作や、通常程度の不足が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準」としている。

つまり、食糧法にいう備蓄は不足の状態に備えた消費者のための政策であり、その運営に限定された政府買入には、価格下落

に対する調整を本来の目的とはしていない。そして、その適正水準は上下の幅のない100万トンとされたのである。

しかしながら、04年度からの米政策改革のもとでの備蓄の状況を見ると、米緊急対策が出される直前までは、適正水準とする100万トンを下回る数量に抑制して運営されてきた。

備蓄運営の目安となる期末在庫量の見通し数量をみると、期末在庫が100万トンを下回った04年6月末以降も、大きく在庫を

積み増すことなく、100万トンを下回る数量に抑制された（第1表）。06/07年では、その前年に主食用以外での売却により在庫を削減したため期首在庫は77万トンとなったが、期末の見込みとしても同水準を維持することとされ、米緊急対策が出される直前の07年7月の指針においても、その方針は据え置かれていたのである。

このように、04年度以降、政府備蓄が抑制的に運営された背景には、第1図にもみられるように、過去に生産調整緩和後の豊

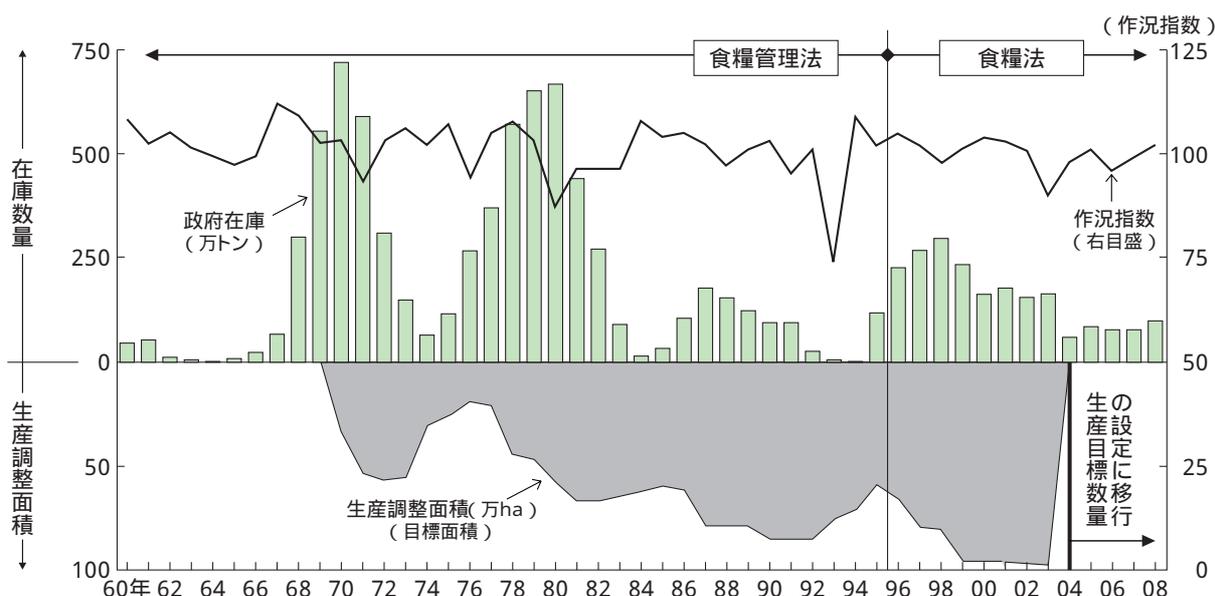
第1表 需要見通しにおける政府在庫数量

(単位 万トン)

	03 / 04 (03年7月 - 04年6月末)			04 / 05			05 / 06			06 / 07			07 / 08		08 / 09		
(指針の公表年月)	03 7	03 11	04 3	04 7	04 11	05 3	05 7	05 11	06 3	06 7	06 11	07 3	07 7	07 11	08 3	08 7	08 11
期首在庫量	163	163	163	60	60	60	84	84	84	77	77	77	77	77	-	99	99
買入量(予定)	2	10	10	40	41	41	40	40	40	40	30	30	40	34	-	50	30
販売量(予定)	10	84	100	20	10	10	40	10	10	40	30	30	40	11	-	50	30
主食用等以外(予定)	-	-	-	-	-	-	-	23	23	-	-	-	-	-	-	-	-
期末在庫量(見通し)	155	89	73	80	91	91	84	91	91	77	77	77	100	-	99	99	

資料 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より作成

第1図 政府在庫数量と生産調整面積および水稻の作況指数の推移



資料 農林水産省「生産調整関係、歴年資料」、「作物統計」、「米麦データブック」より作成
(注) 在庫数量は、98年まで10月末、99年からは6月末の数字。

作で大量の過剰在庫を抱え、政府はその処理のために巨額の財政負担を要したことがある。^(注10)食糧法施行後でも、平成7年産から9年産について、政府はピーク時(98年10月末)で300万トン近い在庫を抱え、保管料や売買差損による財政負担は約5,500億円、1トンあたりの負担額は約13万7千円に達している。

しかしながら、07年10月の米緊急対策をうけて、07年11月の指針では34万トンの買入と販売の凍結により備蓄水準を100万トンに積み増すと変更され、実際の在庫数量も08年6月末に99万トンとなった。09年1月末の備蓄数量は、17年産、19年産の「試行販売」をうけて84万トン程度とみられ、100万トンとの間に10万トン以上の隙間があることから区分出荷米の政府買入が可能となっているのである。

(注8) なお、旧食糧法では、計画流通制度下で、自主流通法人(全農および全集連)が米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して必要な数量の米穀を在庫として保有する「調整保管」が位置づけられていた。

(注9) 食糧部会議事録(04年11月22日)。ただし、回転備蓄であっても、計画通りに販売できず、結果的に持越年数が重なると保管経費等の経費もかさむほか、主食用としては販売できずに飼料用・援助用等に仕向けざるを得なくなり、棚上備蓄と同様にコストが生じる。

(注10) 第1次過剰(71~74年)では約740万トンの政府米の在庫に約1兆円、第2次過剰(79~83年)では約600万トンに約2兆円をかけて処理がなされた。

おわりに 備蓄運営の課題

食糧法において、備蓄は不足の事態に備

えた消費者政策として位置づけられており、政府買入は備蓄運営に限定されている。しかし、米緊急対策以前では、不足に備えるために適正とされる数量を下回る抑制した運用が続いていた。その結果、米緊急対策によっては政府買入が事実上の価格支持のための手段として行われる余地があったといえる。

このように、これまでの運用をみる限り、備蓄運営のなかで政府米の買入・販売に関するルールが明確であるとはいいがたい。そのことが、政府買入による価格支持の期待や本来の趣旨と異なる運用にもつながっているとみられる。

100万トンの在庫の保有を基本とする政府の備蓄米の運用が市場に与えるインパクトは小さなものではない。

市場に影響を与える政策・規制にあっては、その運用において、透明性、予測可能性が重要とされる。^(注11)備蓄運営についても、その目的の明確化、透明性、予測可能性の確保された運用ルールの構築が求められる。

(注11) 例えば、金融庁の政策実績評価では「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある」として金融行政の透明性・予測可能性の向上を評価すべき事項のひとつとしている。

<参考文献>

・小針美和(2008)「米政策改革の動向」『農林金融』7月号

(研究員 小針美和・こばりみわ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(59)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(59)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(59)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(60)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(60)
6. 農業協同組合 主要勘定	(60)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(62)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(62)
9. 金融機関別預貯金残高	(63)
10. 金融機関別貸出金残高	(64)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7352

FAX 03(3270)2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少
「*」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2003. 12	38,581,874	5,303,814	14,177,484	2,801,562	32,544,886	15,704,362	7,012,362	58,063,172
2004. 12	39,581,803	4,831,925	15,150,680	1,943,188	35,484,481	15,305,064	6,831,675	59,564,408
2005. 12	41,126,783	4,757,210	22,381,301	994,511	43,448,847	13,465,331	10,356,605	68,265,294
2006. 12	40,517,246	4,531,060	23,848,286	915,139	45,332,381	11,991,721	10,657,351	68,896,592
2007. 12	39,864,715	4,733,524	17,866,671	807,890	40,160,135	12,178,422	9,318,463	62,464,910
2008. 7	39,356,501	4,973,674	14,638,557	1,189,223	36,707,940	8,251,148	12,820,421	58,968,732
8	38,980,254	4,999,290	14,638,497	1,410,575	35,820,998	8,220,788	13,165,680	58,618,041
9	38,098,695	5,031,163	13,817,848	2,040,087	32,927,297	8,446,077	13,534,245	56,947,706
10	36,777,569	5,067,439	14,558,809	3,550,316	33,128,536	9,111,463	10,613,502	56,403,817
11	36,042,672	5,090,090	15,669,915	1,827,609	35,167,198	9,303,955	10,503,915	56,802,677
12	37,146,683	5,131,502	16,325,498	3,619,532	36,078,979	9,466,736	9,438,436	58,603,683

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	30,815,145	20	514,134	1,362	924,758	-	32,255,419
水産団体	1,134,428	-	62,981	28	6,640	-	1,204,077
森林団体	1,558	13	12,635	27	86	-	14,320
その他会員	677	-	1,296	-	-	-	1,973
会員計	31,951,808	33	591,047	1,416	931,485	-	33,475,789
会員以外の者計	336,675	28,609	323,210	64,631	2,901,411	16,358	3,670,894
合計	32,288,483	28,642	914,257	66,048	3,832,896	16,358	37,146,683

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 113,452百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	58,698	5,778	172,309	0	236,785
	開拓団体	228	18	-	-	246
	水産団体	17,144	4,136	19,057	64	40,401
	森林団体	2,823	8,301	1,610	70	12,804
	その他会員	70	300	146	-	516
	会員小計	78,963	18,533	193,122	134	290,752
	その他系統団体等小計	134,265	30,631	37,105	25	202,025
計	213,228	49,164	230,227	159	492,777	
関連産業	1,921,701	40,801	1,820,400	14,874	3,797,776	
その他	4,968,356	7,510	199,778	538	5,176,184	
合計	7,103,285	97,475	2,250,405	15,571	9,466,737	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2008. 7	5,843,565	33,512,936	39,356,501	-	4,973,674
8	5,402,920	33,577,334	38,980,254	10,510	4,999,290
9	4,622,838	33,475,857	38,098,695	10,000	5,031,163
10	3,701,968	33,075,601	36,777,569	1,000	5,067,439
11	3,101,468	32,941,204	36,042,672	-	5,090,090
12	4,847,374	32,299,309	37,146,683	2,600	5,131,502
2007. 12	6,378,328	33,486,387	39,864,715	7,400	4,733,524

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2008. 7	93,917	1,095,305	36,707,940	8,780,938	19,503	-	102,240
8	88,710	1,321,864	35,820,998	8,808,823	20,586	-	1,759,449
9	108,522	1,931,565	32,927,297	9,171,040	20,086	-	96,064
10	81,234	3,469,082	33,128,536	8,923,927	33,140	-	98,397
11	74,344	1,753,265	35,167,198	11,556,479	30,751	-	94,854
12	66,129	3,553,403	36,078,979	13,158,149	25,666	-	97,474
2007. 12	67,727	740,162	40,160,135	9,362,785	27,049	-	126,640

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2008. 7	51,575,156	49,626,861	699,493	307,739	1,333,166
8	51,751,226	49,690,707	762,663	307,738	1,336,264
9	51,032,698	49,495,359	546,759	307,738	1,346,263
10	51,152,442	49,477,180	617,376	357,736	1,346,263
11	51,190,185	49,617,984	556,096	357,738	1,346,263
12	51,666,522	49,670,346	355,412	363,287	1,346,530
2007. 12	51,628,972	49,517,949	506,634	261,066	1,281,295

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2008. 6	25,216,294	58,211,393	83,427,687	548,651	379,867
7	24,494,446	58,460,970	82,955,416	563,168	394,805
8	24,841,465	58,500,571	83,342,036	548,519	379,444
9	24,580,204	58,226,068	82,806,272	565,958	396,358
10	25,178,399	58,001,245	83,179,644	558,237	386,870
11	24,900,231	58,309,362	83,209,593	562,911	392,380
2007. 11	24,723,688	56,952,375	81,676,063	560,488	387,109

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
984,329	4,902,274	2,016,033	6,735,921	58,968,732
1,261,359	5,300,952	2,016,033	6,049,643	58,618,041
1,467,489	4,255,482	2,016,033	6,068,844	56,947,706
610,000	4,594,289	2,016,033	7,337,487	56,403,817
735,000	4,754,298	2,016,033	8,164,584	56,802,677
540,000	5,103,084	2,040,833	8,638,981	58,603,683
895,000	5,813,883	1,499,917	9,650,471	62,464,910

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
6,363,927	1,772,951	12,029	8,251,148	2,759,620	10,041,299	58,968,732
6,341,132	1,759,449	13,552	8,220,788	2,992,825	10,152,270	58,618,041
6,520,071	1,818,522	11,418	8,446,077	2,366,792	11,147,367	56,947,706
6,990,580	2,010,798	11,687	9,111,463	2,663,458	7,916,904	56,403,817
6,991,882	2,202,232	14,986	9,303,955	2,064,440	8,408,724	56,802,677
7,103,284	2,250,405	15,571	9,466,736	1,849,570	7,563,200	58,603,683
10,057,943	1,975,373	18,464	12,178,422	1,411,415	7,880,000	62,464,910

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方			
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金		報 告 数
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金	
53,716	29,998,244	29,822,006	0	412,465	16,980,165	6,504,325	1,325,623	
48,234	30,402,097	30,237,928	0	417,465	16,685,119	6,598,251	1,331,165	
54,226	29,291,738	29,149,578	10,000	422,965	16,681,858	6,629,829	1,327,792	
53,023	29,207,941	29,057,612	0	422,680	16,969,488	6,772,663	1,309,254	
61,605	29,301,315	29,154,181	0	408,480	16,878,299	6,812,400	1,304,793	
107,947	29,762,103	29,615,210	0	407,180	16,466,814	6,902,516	1,292,097	
76,652	30,689,738	30,544,677	0	414,079	16,276,813	6,635,047	1,375,023	

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		方		報 告 数
	預 け 金		計	う ち 国 債	貸 出 金		
	計	う ち 系 統			計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
400,571	57,224,071	56,964,473	4,777,795	1,659,062	22,628,730	278,884	772
411,227	57,010,384	56,744,946	4,772,456	1,636,841	22,723,260	279,929	765
393,583	57,189,644	56,921,667	4,711,190	1,583,016	22,742,922	281,736	765
388,343	56,572,352	56,305,338	4,715,425	1,583,305	22,818,051	282,742	765
375,406	56,790,037	56,523,940	4,827,329	1,607,237	22,876,096	282,250	762
381,801	56,728,164	56,465,376	4,839,272	1,566,452	22,890,911	281,746	762
396,040	56,413,492	56,161,216	4,399,579	1,490,135	22,179,060	277,990	812

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2008. 9	2,007,567	1,383,933	3,647	54,455	14,209	1,254,875	1,227,644	155,170	618,761	
10	2,047,176	1,405,279	3,645	54,446	13,898	1,285,119	1,257,776	161,894	621,956	
11	2,032,677	1,393,192	3,545	54,446	14,638	1,279,482	1,250,437	165,843	607,623	
12	2,054,768	1,389,984	3,544	54,466	13,902	1,303,794	1,273,443	167,577	603,881	
2007. 12	2,053,805	1,395,015	3,062	53,577	12,914	1,284,203	1,249,719	152,714	649,142	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2008. 7	885,496	508,273	177,288	134,124	118,916	8,087	828,868	807,956	6,827	240,000	8,888	171	
8	883,429	506,970	177,789	135,445	118,935	7,829	828,582	815,071	6,827	240,870	9,133	171	
9	893,041	512,021	178,115	136,025	118,469	8,528	836,771	823,895	6,827	241,973	9,201	171	
10	932,252	539,721	177,561	134,301	119,058	7,698	879,083	865,508	6,727	241,776	9,136	171	
2007. 10	947,976	546,127	197,886	145,254	119,260	8,332	885,877	863,181	6,248	263,992	9,878	178	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行	
残	2005. 3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490	
	2006. 3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023	
	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,692	
	2007. 12	826,898	516,290	2,459,477	1,955,718	558,019	1,148,723	164,924	P 1,856,301	
	2008. 1	821,198	512,320	2,479,673	1,930,379	549,709	1,136,222	163,038	P 1,836,810	
	2	824,141	514,311	2,490,036	1,934,135	551,973	1,139,995	163,432	P 1,833,621	
	3	820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	163,300	1,817,438	
	4	823,346	512,934	2,517,167	1,967,121	556,751	1,148,256	164,183	-	
	5	823,870	509,856	2,513,056	1,964,189	555,408	1,144,768	163,767	-	
	6	834,277	517,367	2,522,926	1,992,541	561,648	1,155,357	165,028	P 1,811,386	
	7	829,555	515,752	2,494,784	1,964,304	555,851	1,149,392	164,184	-	
	8	833,420	517,512	2,467,667	1,973,805	558,050	1,156,253	165,016	-	
高	9	828,063	510,327	2,492,534	1,959,024	556,280	1,154,027	165,282	1,785,614	
	10	831,796	511,524	2,479,419	1,941,852	550,976	1,148,779	164,111	-	
	11	832,096	511,902	2,515,687	1,962,888	554,681	1,150,106	163,834	-	
	12 P	839,149	516,665	2,490,156	1,986,613	562,146	P 1,164,845	P 165,425	P 1,791,006	
	前	2005. 3	2.2	1.6	0.6	2.9	2.3	1.8	2.3	12.0
		2006. 3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	6.6
		2007. 3	1.7	1.9	0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	6.5
	同	2007. 12	2.4	2.8	1.3	2.4	1.6	2.7	2.3	-
		2008. 1	2.5	2.8	1.4	2.5	1.9	2.8	2.0	-
		2	2.5	2.8	1.6	2.0	1.9	2.6	2.0	-
		3	2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	1.6	-
		4	2.2	2.6	0.5	1.4	1.2	2.1	1.6	-
5		2.4	2.4	1.2	1.6	1.8	2.4	1.8	-	
6		2.2	2.5	1.5	1.9	1.3	2.0	1.4	-	
7		2.0	2.5	1.2	1.9	1.4	2.1	1.4	-	
8		2.2	1.8	1.0	2.7	2.0	2.5	1.6	-	
9		1.9	1.2	2.0	1.4	0.8	1.7	1.1	-	
10		1.9	0.8	1.3	1.6	0.7	1.6	0.9	-	
11		1.9	0.4	0.4	2.0	1.1	1.8	0.8	-	
12 P	P 1.5	0.1	1.2	1.6	0.7	P 1.4	P 0.3	-		

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ, 信用金庫は信用金庫ホームページ, 信用組合は全国信用中央組合協会, その他は日銀資料(ホームページ等)による。
 2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む(農協以外の金融機関は含まない)。
 4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため, 07年9月以前の数値と連続しない。
 5 08年3月から公表される郵便貯金残高の定義が再変更されたため, 08年2月以前の数値と連続しない。また, 08年3月から郵便貯金残高の公表は4半期毎となった。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2007. 3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282
残	2007. 12	213,045	52,600	1,807,101	1,468,920	425,734	638,374	94,669	-
	2008. 1	212,468	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	630,614	93,740	-
		212,646	52,508	1,810,568	1,463,343	421,334	629,771	93,662	-
	2	215,983	52,467	1,804,791	1,480,672	426,532	635,433	93,828	-
	3	215,063	51,670	1,796,710	1,469,591	423,174	629,273	93,284	-
	4	217,773	52,170	1,795,040	1,475,075	424,573	631,662	93,446	-
	5	217,915	51,472	1,809,150	1,475,748	* 423,479	630,413	93,075	-
	6	218,836	51,787	1,809,638	1,480,549	* 423,909	631,571	93,219	-
	7	218,996	52,671	1,807,710	1,485,052	424,736	633,797	93,333	-
	8	219,723	53,020	1,800,697	1,492,928	427,507	638,492	93,691	-
	9	219,760	54,634	1,835,612	1,495,606	425,833	635,823	93,416	-
	10	219,911	55,076	1,860,324	1,509,105	427,783	638,758	93,646	-
11	219,727 P	56,104	1,905,356	1,536,980	433,566 P	649,019 P	94,532 P	-	
前	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4
	2006. 3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1
	2007. 3	2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	19.7
年	2007. 12	1.3	1.0	2.5	2.7	1.9	0.1	0.8	-
	2008. 1	1.3	0.9	1.3	2.7	2.0	0.2	0.4	-
		1.4	1.5	0.4	3.1	2.3	0.2	0.4	-
	2	1.8	1.8	0.2	2.6	2.4	0.1	0.2	-
	3	1.7	1.6	0.0	2.7	2.1	0.1	0.0	-
	4	1.8	2.0	0.7	3.8	3.0	1.0	0.6	-
	5	1.9	2.0	0.7	3.1	* 2.2	0.2	0.1	-
	6	2.1	2.1	1.3	3.3	* 2.5	0.6	0.1	-
	7	2.0	3.0	0.8	3.6	2.6	0.9	0.1	-
	8	2.2	1.9	1.1	2.9	1.9	0.5	0.3	-
	9	2.6	4.1	3.8	3.8	2.3	1.0	0.2	-
	10	2.8	5.4	4.5	4.4	2.5	1.5	0.2	-
11	3.1 P	6.7	5.4	4.6	1.8 P	1.7 P	0.1 P	-	
12									

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし、ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。
 3 農協には共済貸付金・農林公庫(貸付金)を含まない。
 4 07年10月以降、ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。